

II. 建築(総合)計画

II-1 配置計画

(1) 配置計画の考え方

- ・新庁舎の建物配置は、現本庁舎の運用や建替計画を考慮し、既存の駐車スペースに南北に縦長に配置する。建物北東部分は、一部張出して市民の交流の場となる地域交流センターを配置する。
- ・新庁舎の西側は屋根付きの公用車庫や資材などの収納スペースとなる倉庫棟などの付属施設を配置する。
- ・分庁舎と西分庁舎は改修し、会議室や倉庫、職員休憩室として既存建物を活用する。
- ・来庁者の駐車場は、現本庁舎の解体後に新庁舎東側に整備する。
- ・新庁舎のメインエントランスがある建物東側からサブエントランスや分庁舎のある建物南側にかけて屋根付きの車寄せを設ける。車寄せの中とメインエントランスに近い位置に、幅にゆとりを持たせたおもいやり駐車場とだれでも駐車場を設置することにより、車いす利用者や妊婦の方、また、介助の必要な方など誰もが利用しやすい計画とする。

(2) 2つの屋外広場

- ・敷地北東角に「地域交流広場」を配置。市民が気軽に集い憩えるオープンスペースは開放的で平坦な設えとし、さまざまな利用が可能となるよう計画する。
- ・建物と車寄せに囲まれた「中庭」を計画。本市の記憶を継承する友好都市石碑や四季を感じる広場を計画する。

(3) 動線計画の考え方

- ・敷地への出入口は東側及び北側の2か所とし、歩行者に配慮し、安全で利便性の良い計画とする。
- ・来庁者用の駐車場は、回遊性を確保し行止りのない計画とする。
- ・メインエントランスのある建物東側に車寄せを設け、来庁者の動線および駐車場を円滑に接続する。
- ・建物への時間外の出入は建物南側に限定し、隣接して警備室を配置することで、適切な防犯ラインを構築する。

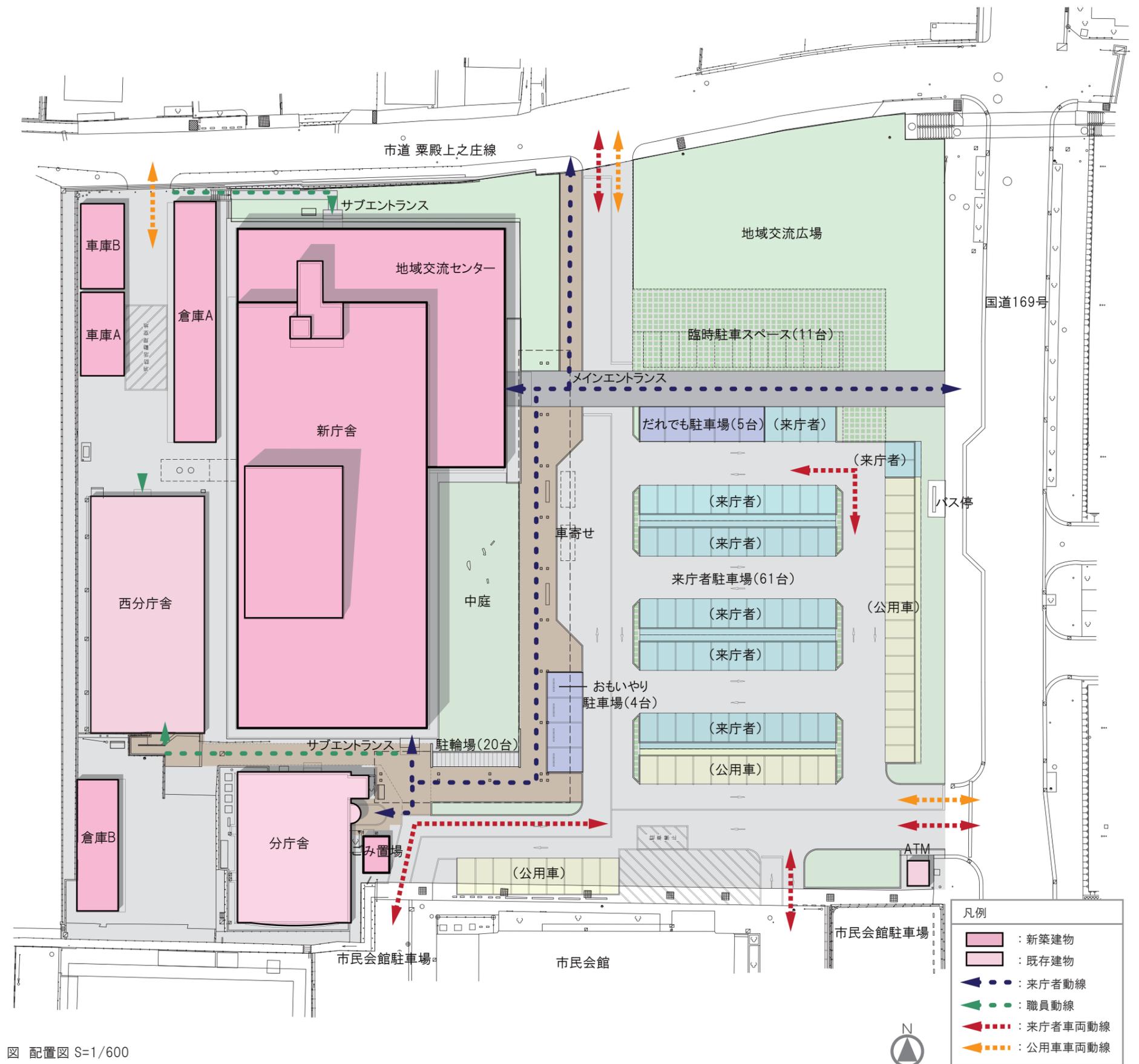


図 配置図 S=1/600

II-2 平面計画

(1) 庁舎機能の整理

- ・新庁舎は窓口機能や執務機能、執行機能など庁舎として備えておくべき基本機能に加えて、防災機能や地域交流機能、市民の利便性の機能など、市民のための庁舎として付加すべき機能を整備する。

表 新庁舎に求められる基本的性能

新庁舎に求められる機能	基本機能	窓口機能：総合案内、待合ロビー、窓口カウンター、相談室 執務機能：執務室、会議室、打合せスペース 執行機能：市長室、副市長室、教育長室、理事室、応接室 議会機能：議場、議長・副議長室、委員会室 共用機能：トイレ、エレベーター、階段、書庫、倉庫、更衣室 交通機能：駐車場（来庁者、公用車）、駐輪場
	付加機能	防災機能 地域交流センター 市民利便施設（売店等） 屋外施設（地域交流広場等）

上記に基づいた新庁舎の機能とそれぞれの機能の相互関係は下表の通りである。

表 新庁舎の機能と相互関係



(2) 新庁舎の空間構成

①フロア構成の特徴

- ・市民の利用頻度の高い窓口を1・2階に集約配置する。
- ・市民の交流の場となる地域交流センターを1階エントランス横に配置する。
- ・市長室などの執行部門は3階北東に集約して配置する。災害時の拠点となる災害対策本部室も同じフロアとし、連携が図れるようにする。
- ・議会部門は4階に配置する。

②平面計画の特徴

- ・東西に執務室を分散して配置し、中央部に南北に通り抜ける視認性の高い開放的な待合ロビーを設ける。
- ・執務室は大きな無柱空間とし、将来的な組織変更や毎年の異動等によるレイアウト変更に対応できる計画とする。
- ・階段とエレベーターは南北に配置し利便性を高める。
- ・相談室や会議室は各階の執務室近辺に分散配置し、利便性を高める。
- ・時間外出入口を建物南側に設け、警備室を近接させ管理シャッターによる適切な防犯ラインを構築する。

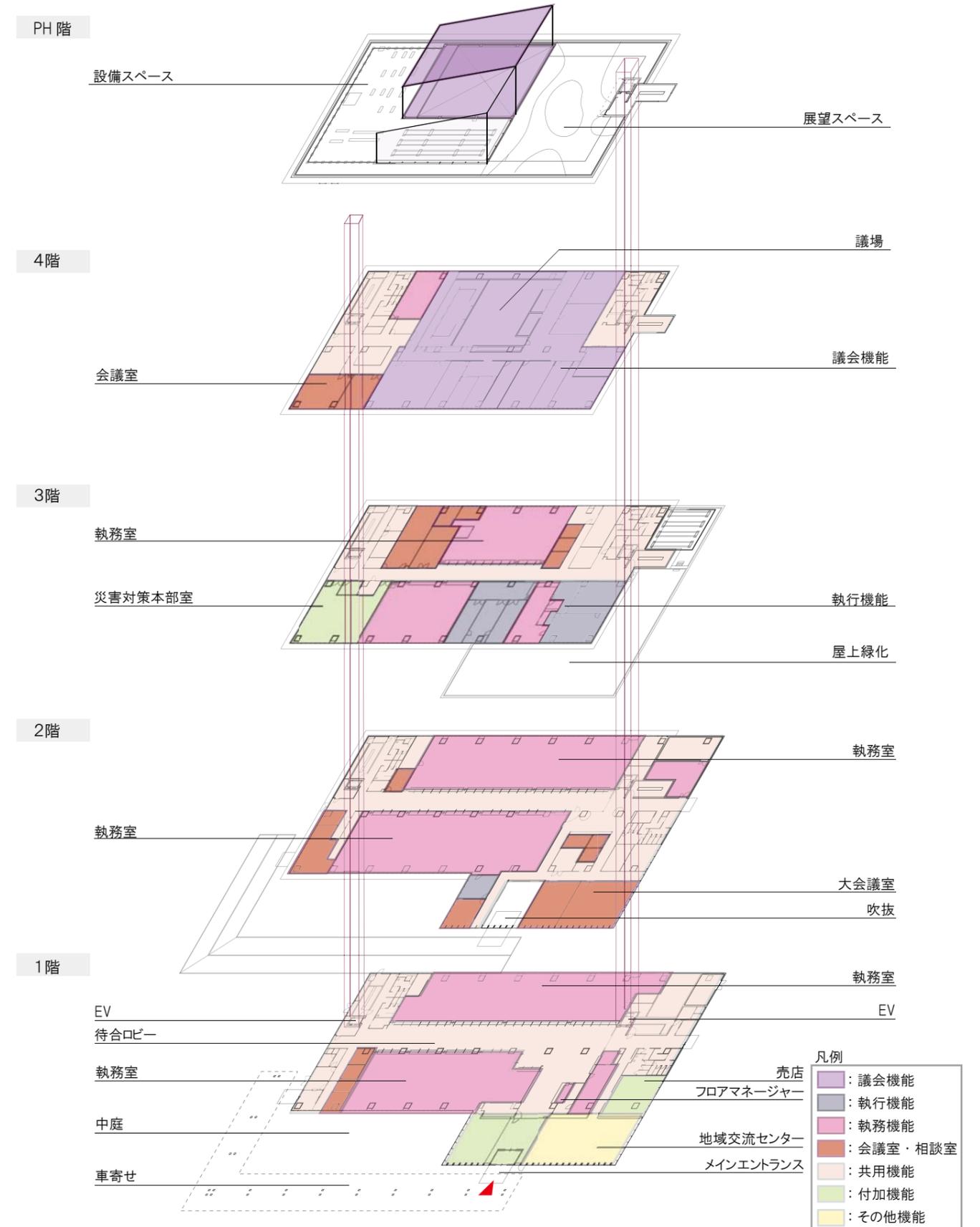
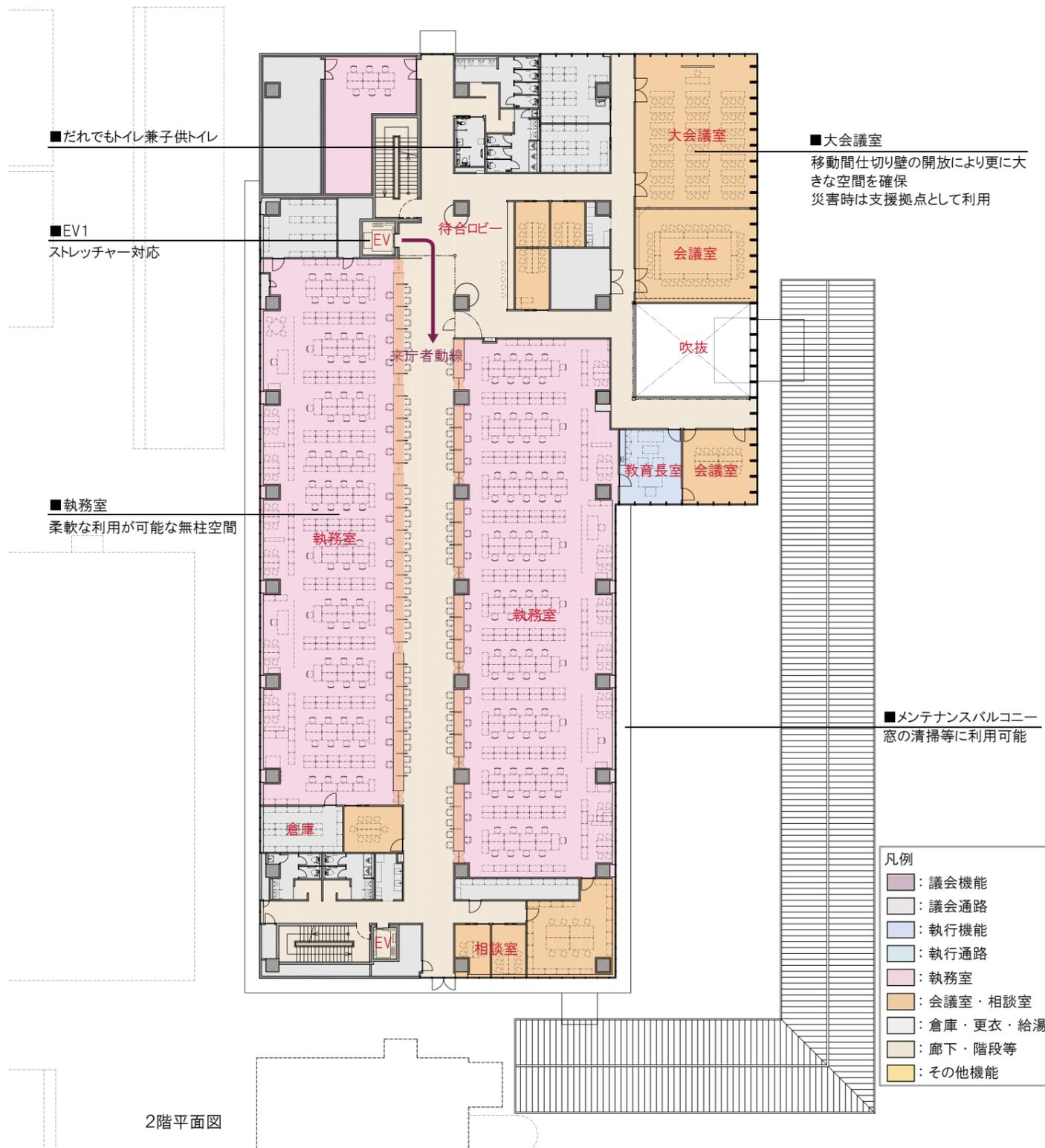
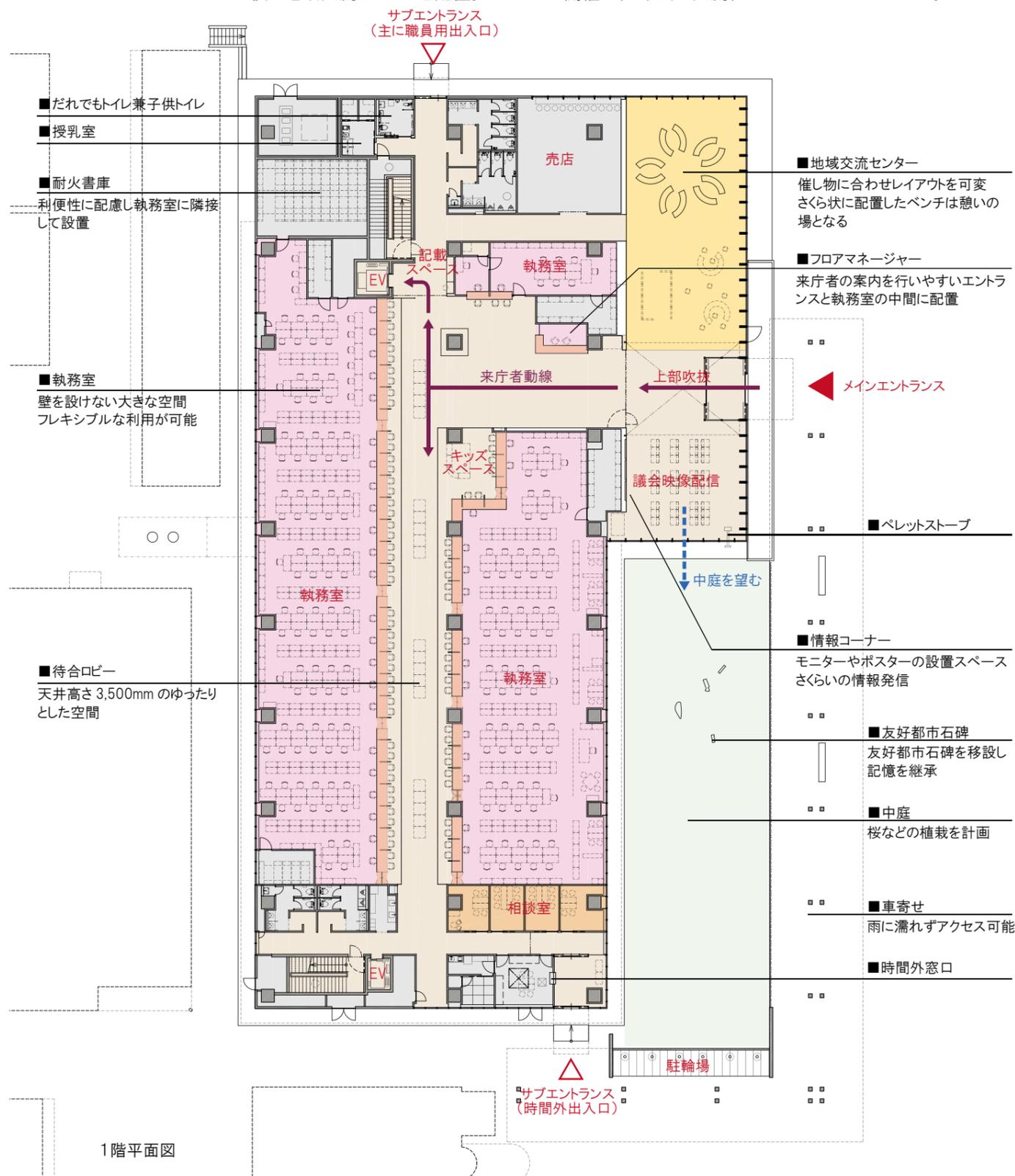


図 全体構成イメージ

(3) 平面計画の配慮事項

- 1階 ・ 市民利用の多い窓口を1階に集約配置し、ワンフロアサービスを提供する。
 ・ エントランス横に地域交流センターを配置。イベントの開催や、市民の交流、くつろぎのスペースとなる。

- 2階 ・ 東西に執務室を設け中央部に南北に通り抜ける視認性の高い開放的なロビーを設置。
 ・ 間仕切り壁のない、自由度の高い執務スペースとする。
 ・ 移動間仕切り壁を開放して、大空間利用できる大会議室を配置する。

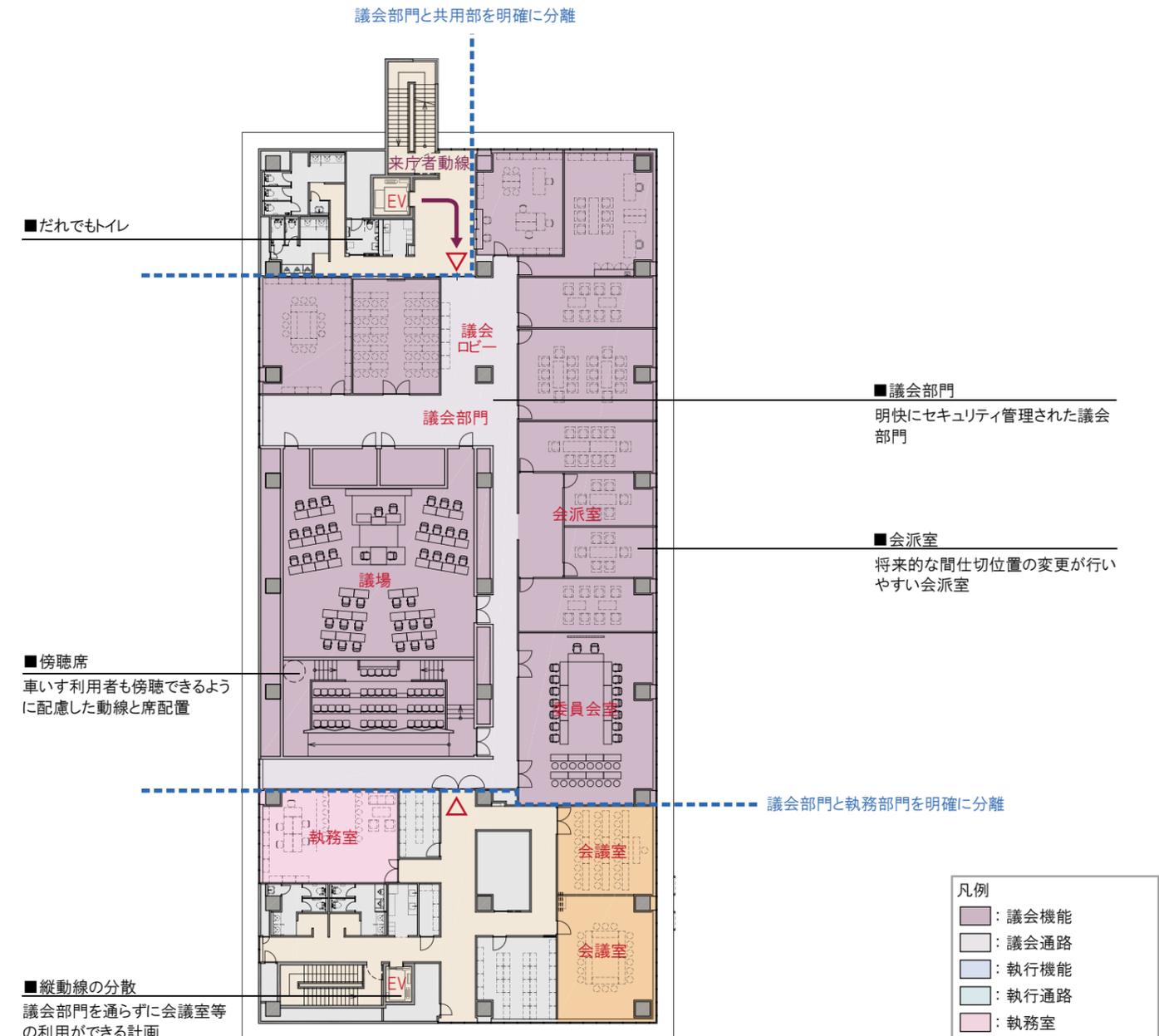
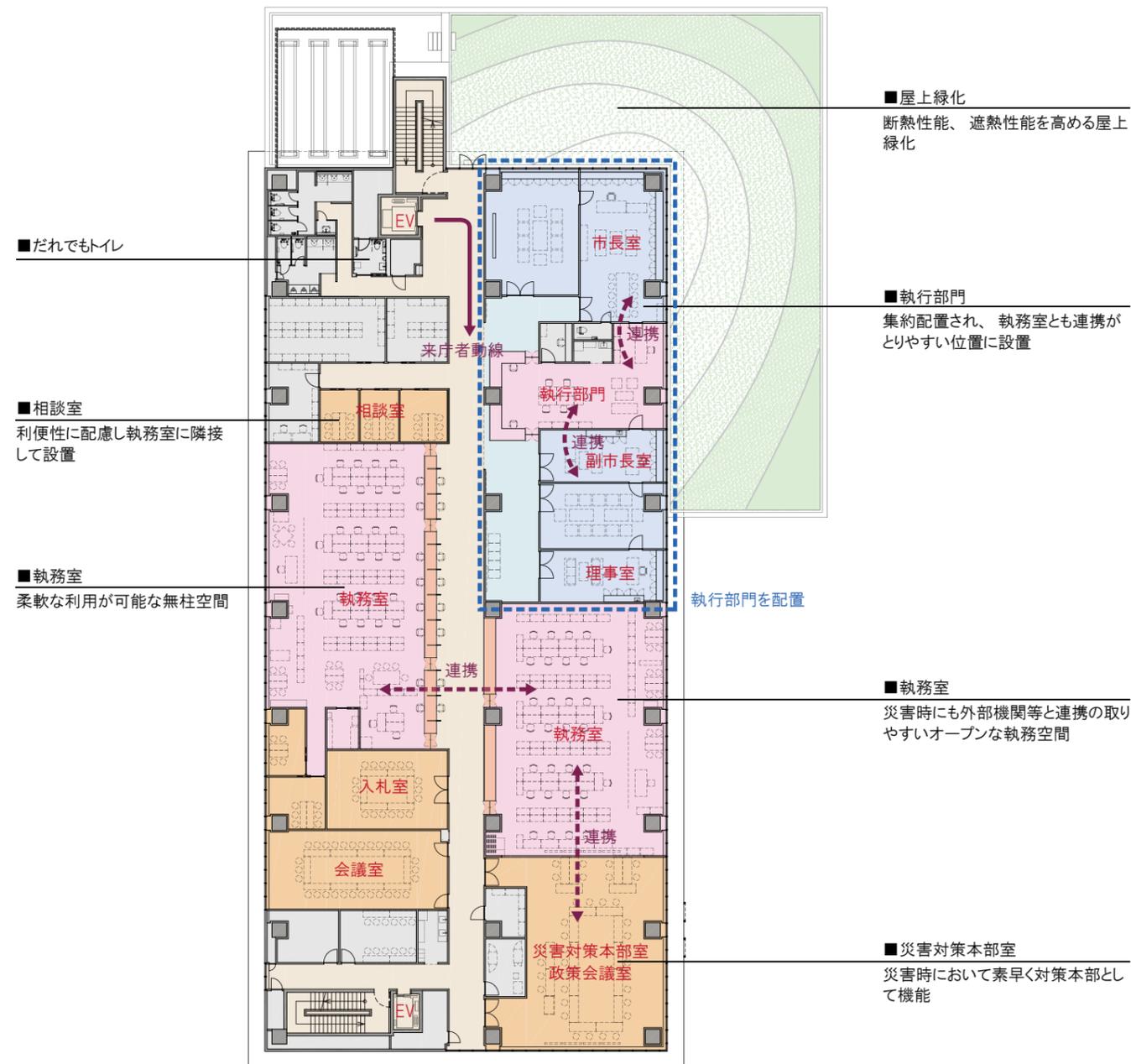


凡例

■	議会機能
■	議会通路
■	執行機能
■	執行通路
■	執務室
■	会議室・相談室
■	倉庫・更衣・給湯等
■	廊下・階段等
■	その他機能

- 3階 ・ 執行機能と関連執務室を近接させ、効率の良い業務が可能な配置とする。
 ・ 災害時の活動拠点として災害対策本部室を設置。執務室や関連諸室と連携のとれる配置とする。平常時は政策会議室として利用する。

- 4階 ・ 議会機能を4階に配置する。
 ・ 議会エリアは他の部門と明快にセキュリティラインを構築する。
 ・ 南側に会議機能を集約配置し、職員が利用しやすい計画とする。

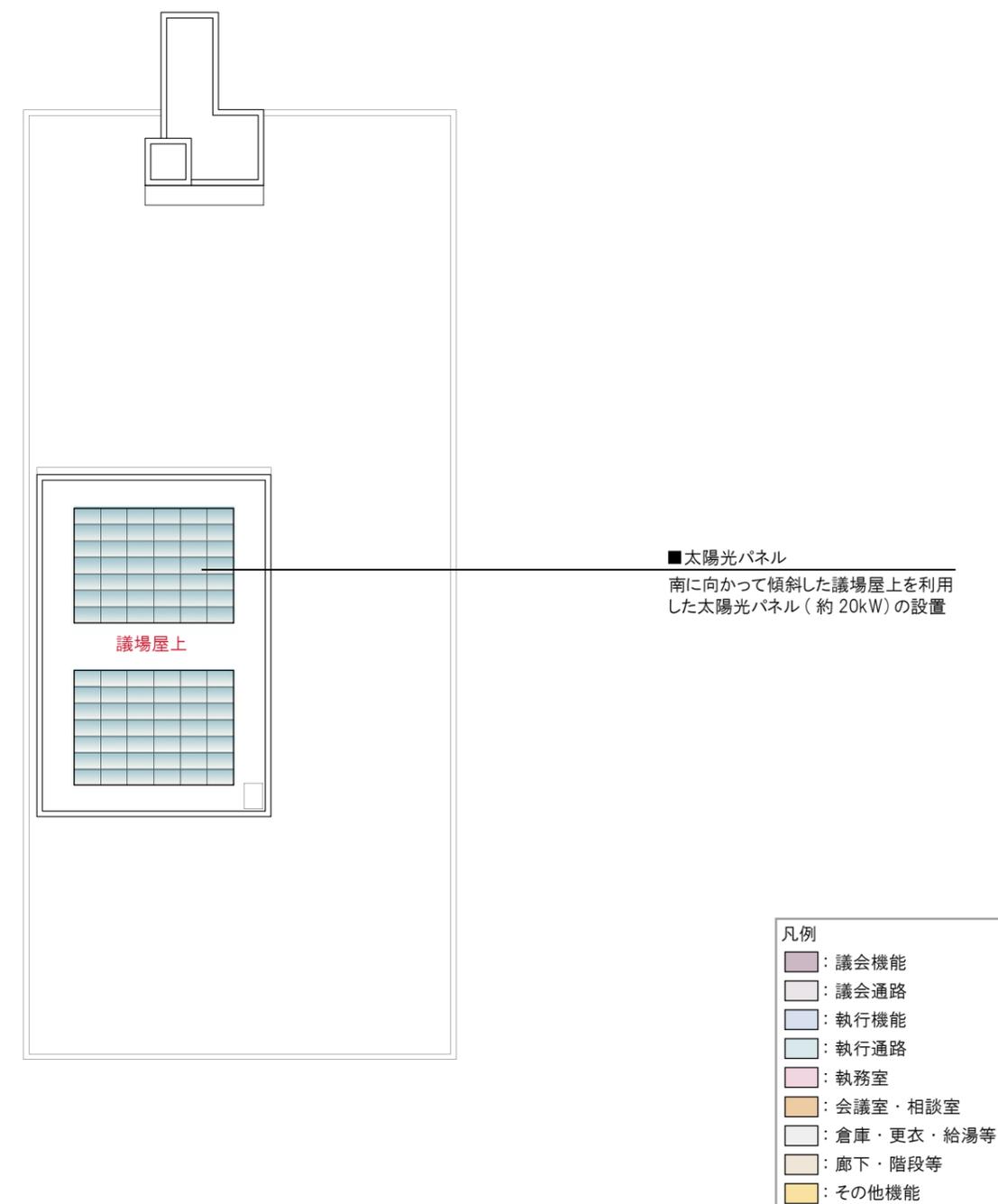
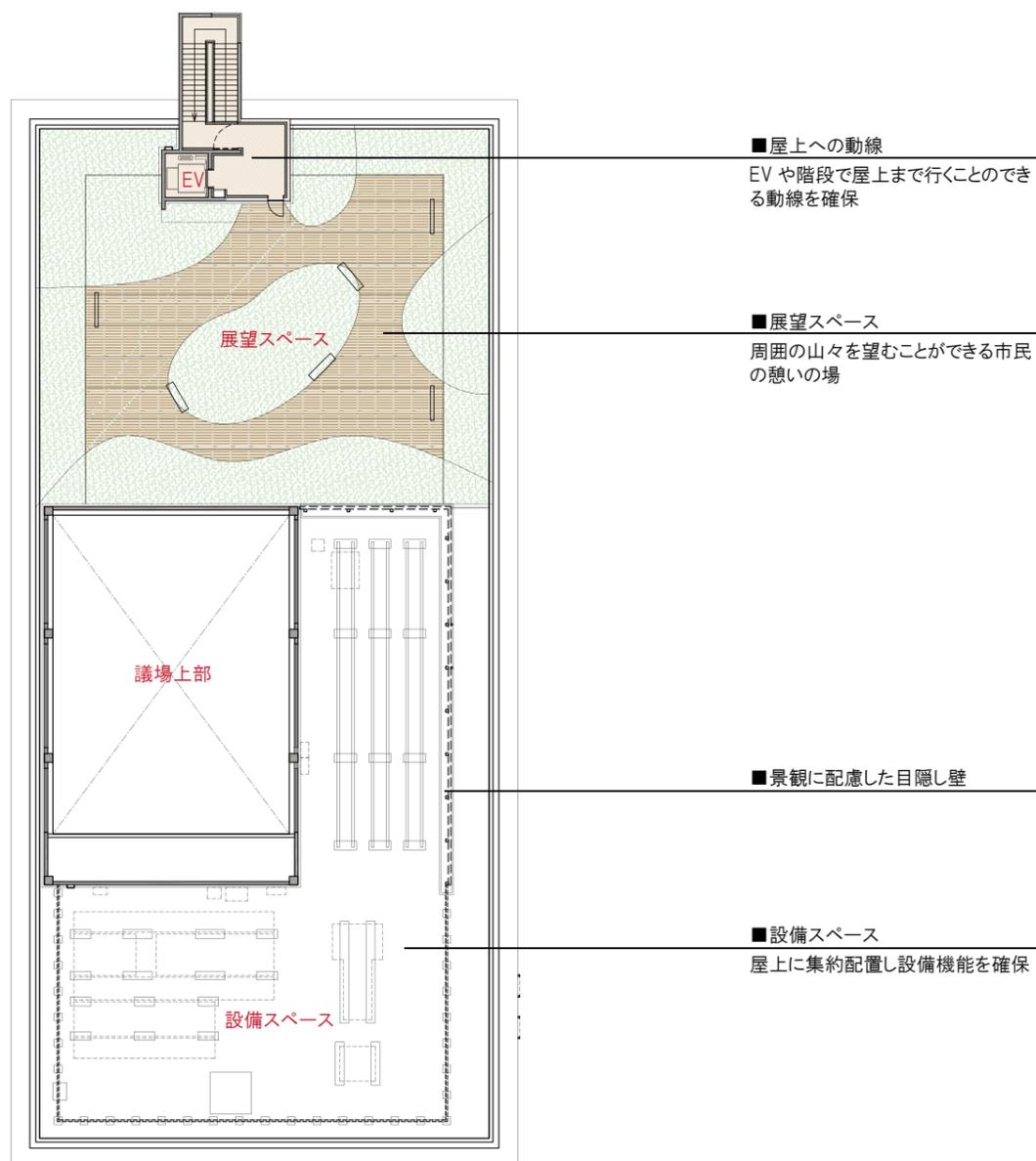


凡例

議会機能
議会通路
執行機能
執行通路
執務室
会議室・相談室
倉庫・更衣・給湯等
廊下・階段等
その他機能

- 屋上階 ・ 周囲の山々を望むことができ、市民の憩いのスペースとなる展望スペースを配置。
- ・ 設備機器を屋上に集約配置する。

- ・ 議場の勾配屋根を利用して太陽光発電パネルを設置する。



PH 階平面図

屋根伏図

(4) 執務室及び窓口カウンターの配慮事項

(ア) 執務室の計画

- ・職員同士の連携のしやすさや来庁者の視認性を考慮し、執務室は可能な限り無柱とし、間仕切り壁のない大空間の執務スペースとする。
- ・東西に大きな開口を確保し、明るく開放的かつ通風の確保できる計画とする。
- ・執務室は二重床、二重天井により将来のレイアウト変更に対応可能とする。
- ・執務スペースは明快なゾーニングにより効率的な業務が可能な配置とする。

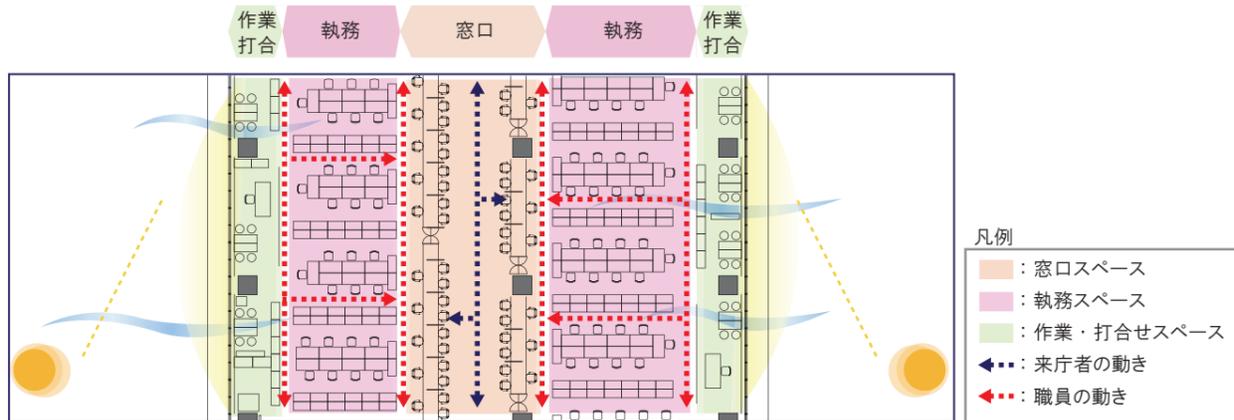


図 オフィスレイアウトのゾーニングと動線イメージ

(イ) 窓口カウンター

- ・窓口カウンターはローカウンターとし、車いす利用者にも利用しやすい形状とする。
- ・プライバシーに配慮し、窓口カウンターにはパーティションを設置する。

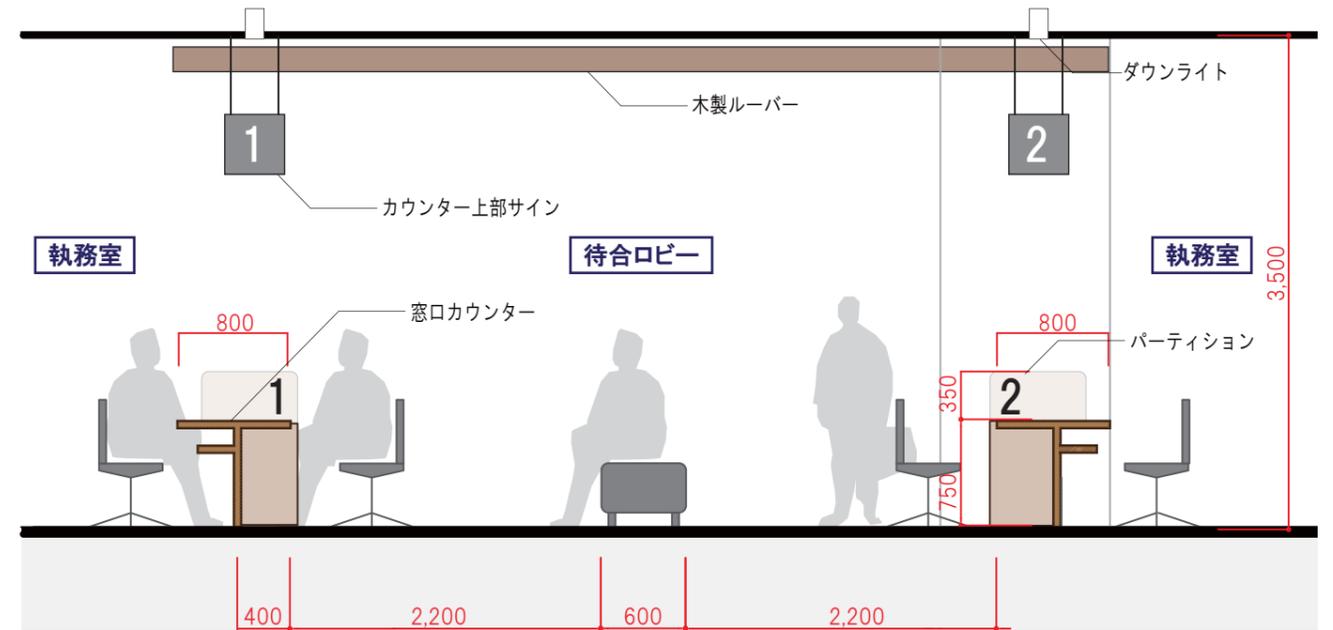


図 待合ロビー断面 S=1/50

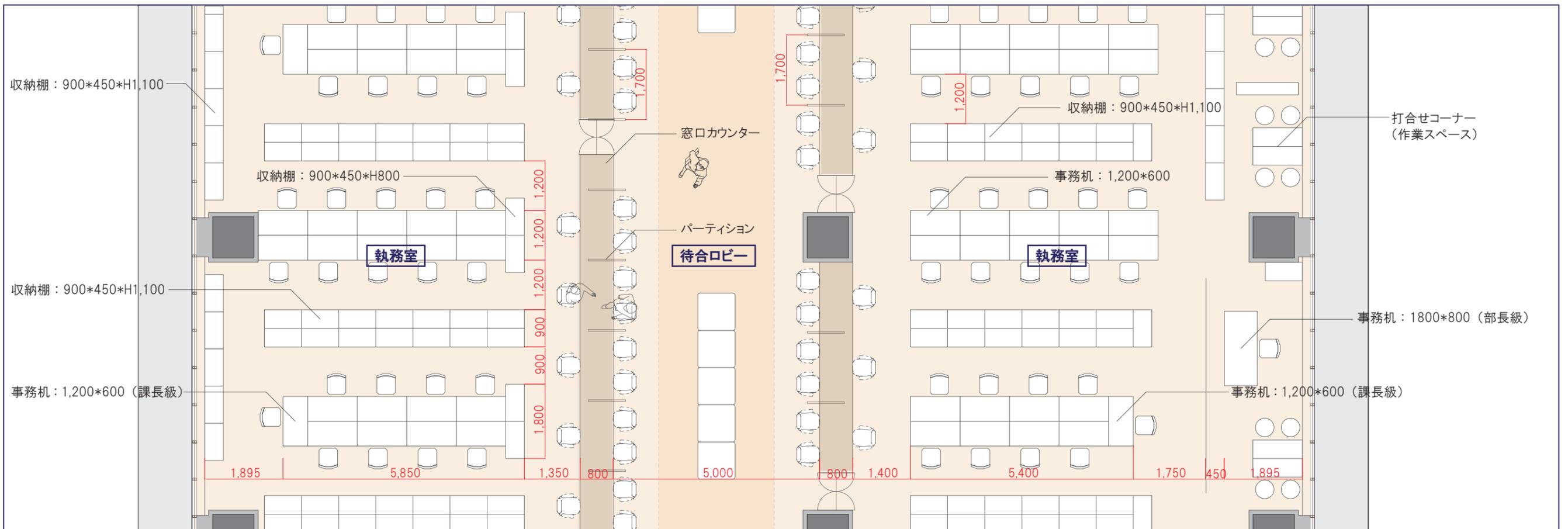


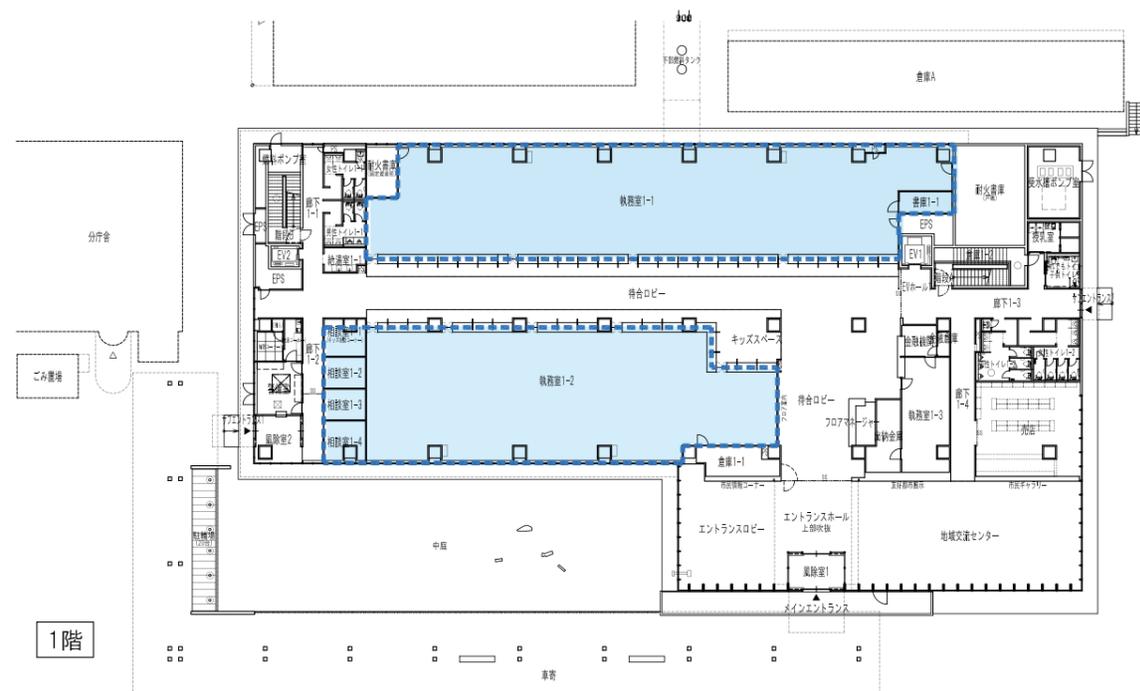
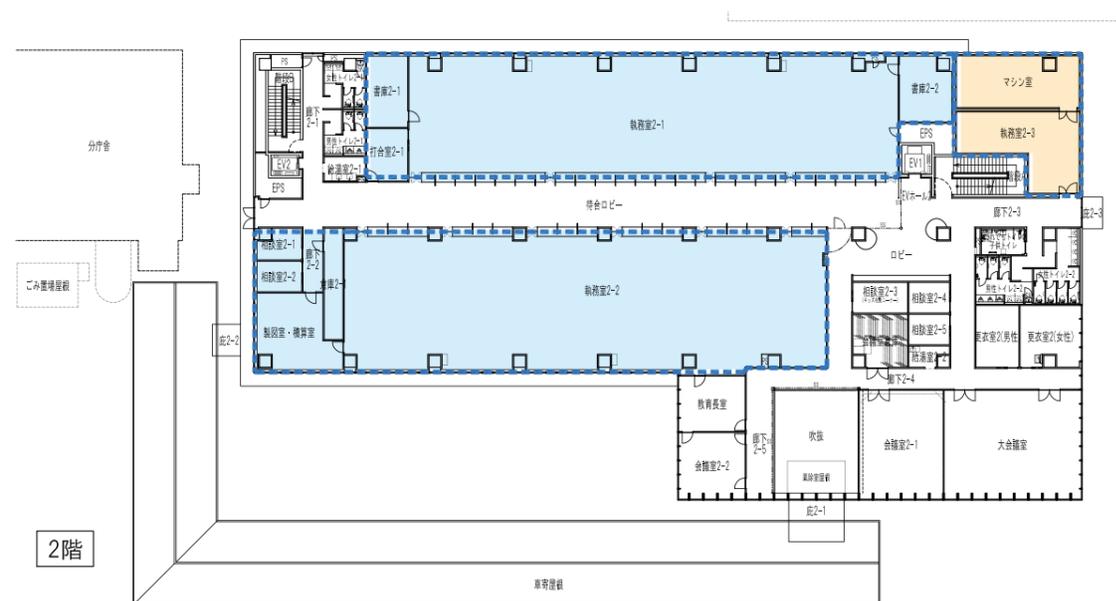
図 平面詳細(1階参考レイアウト) S=1/100

(ウ) フリーアクセスフロア

・執務室の床の仕上げは躯体を下げてフリーアクセスフロアを設置し各エリア毎にOA盤を設けることで、将来のレイアウト変更や機能変更等に対応可能な計画とする。

凡例（フリーアクセスフロアの高さ）

	: H50
	: H100
	: H300



(5) トイレの器具数の検討

・新庁舎のトイレの器具数について下記の要領で算出する。

(ア) 適正器具数の算定基準

・空気衛生調和工学会の適正個数小委員会にて、利用客の来る頻度やサービス率によって算定基準が確立されている。このことから、トイレの占有時間や待ち時間などの調査データをもとにして算出された方法で、待ち時間を評価尺度とした3段階のサービスレベル(許容できる待ち時間)で適正器具数を算定する。

表 サービスレベル

レベル1	待つことが少ない良好な状態。	レベル2	一般的なサービスレベル。	レベル3	最低限のレベル。
------	----------------	------	--------------	------	----------

(イ) 利用人員の想定

・利用者下表の手順により算定する。

※大会議室利用時

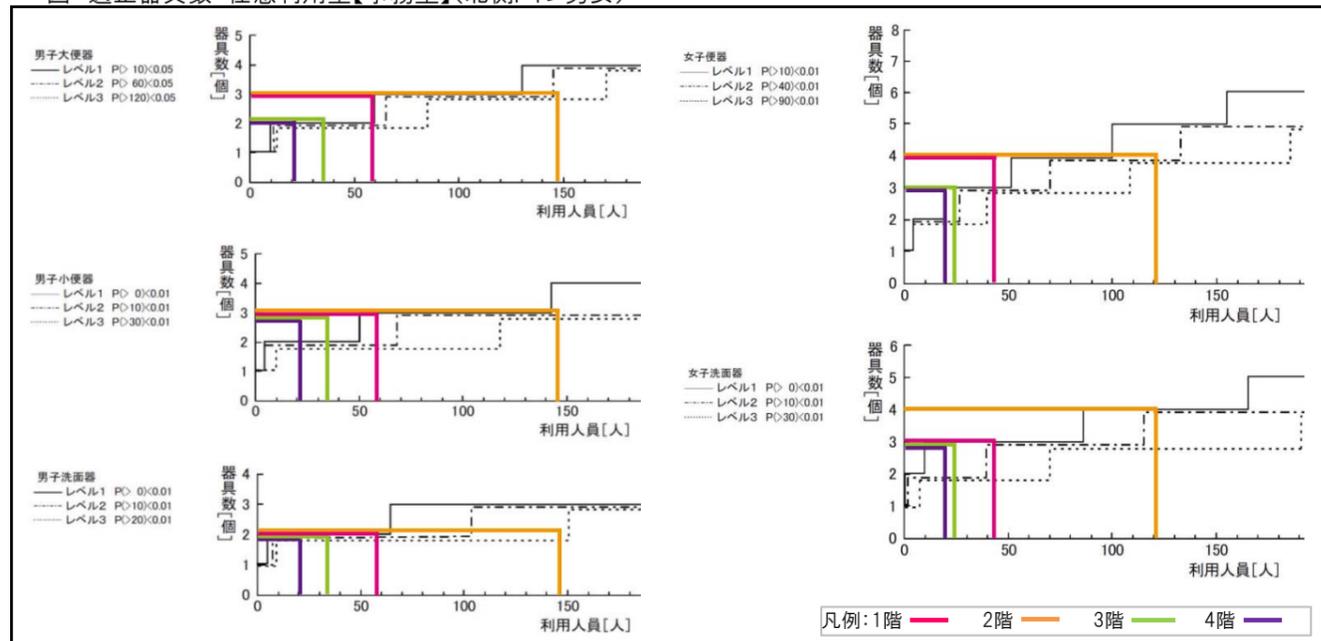
1階	2階	3階	4階
職員利用 131 市民利用 52 合計(人) 183	職員利用 125 市民利用 19 合計(人) 144	職員利用 125 市民利用 139 合計(人) 264	職員利用 53 市民利用 4 合計(人) 57

・職員の男女比は現状から(6:4)とし、来庁者の男女比は(5:5)と想定。人数の男女別合計を算出。

	男	女
職員+市民	79+26	52+26
合計(人)	105	78
合計(人)※1	58	43

※1 1/2箇所あたりの合計(人):1フロアで2箇所のトイレの計画により、男女別合計人数の2箇所の分散利用を見込むために両方のトイレの重複利用を考え、利用人員の1割を割り増して計算する。(例:1階男子トイレ:105÷2箇所×1.1=58人)

図 適正器具数-任意利用型【事務室】(北側トイレ男女)



(ウ) 器具数算定結果

・各階において任意利用型【事務室】にて算出する。

・市民が主に利用する北側トイレは、全フロアの大便秘器、小便器、洗面器ともにレベル1を満たしている。

1階トイレ

	男子:58(105/2*1.1)			女子:43(78/2*1.1)	
	大便秘器	小便器	洗面器	大便秘器	洗面器
北側計画数	3	3	2	4	3
南側計画数	2	2	2	2	2
レベル1	2	3	2	3	3
レベル2	2	2	2	3	3
レベル3	2	2	2	3	2

2階トイレ

	男子:47(85/2*1.1)			女子:33(60/2*1.1)	
	大便秘器	小便器	洗面器	大便秘器	洗面器
北側計画数	3	3	2	4	4
南側計画数	2	2	2	2	2
レベル1	2	2	2	3	3
レベル2	2	2	2	3	2
レベル3	2	2	2	2	2

3階トイレ

	男子:34			女子:23	
	大便秘器	小便器	洗面器	大便秘器	洗面器
北側計画数	2	3	2	3	3
南側計画数	-	-	-	-	-
レベル1	2	2	2	3	3
レベル2	2	2	2	2	2
レベル3	2	2	2	2	2

4階トイレ

	男子:11(21/2*1.1)			女子:9(16/2*1.1)	
	大便秘器	小便器	洗面器	大便秘器	洗面器
北側計画数	2	3	2	3	3
南側計画数	2	2	2	2	2
レベル1	2	2	2	2	2
レベル2	2	2	2	2	2
レベル3	2	2	2	2	2

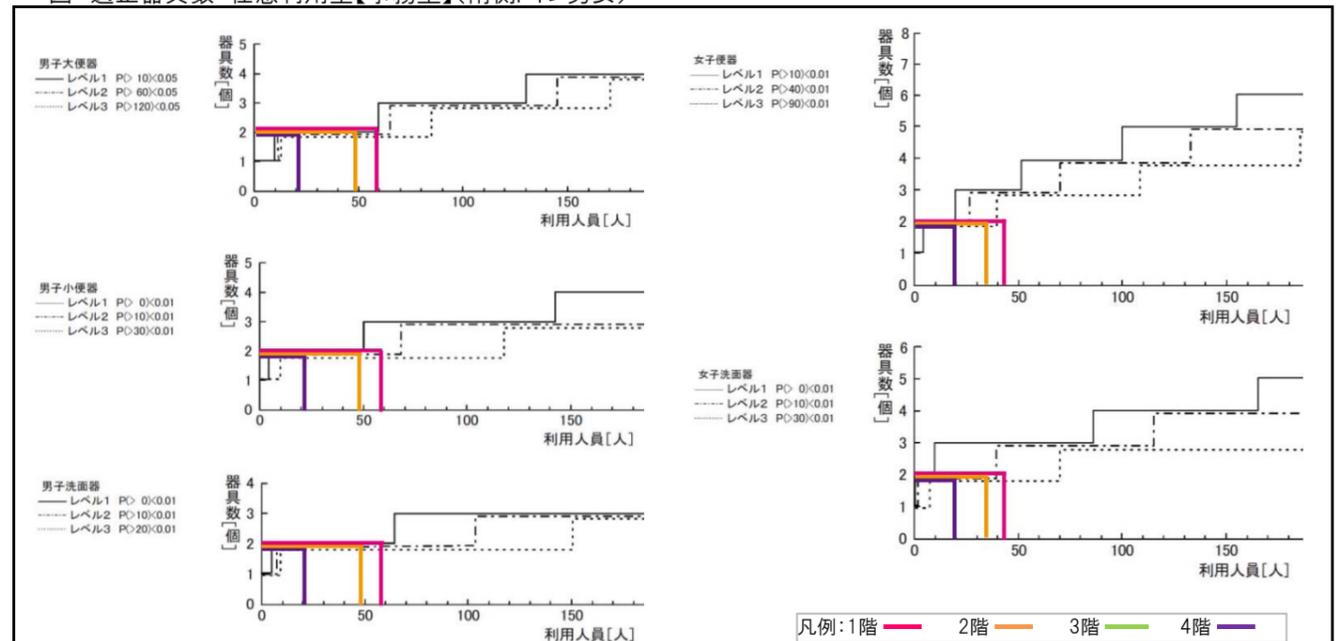
・2階の大会議室利用時のトイレ1箇所設置の場合を想定(休日セキュリティ区画時)

2階トイレ(大会議室使用時)

	男子:145			女子:120	
	大便秘器	小便器	洗面器	大便秘器	洗面器
北側計画数	3	3	2	4	4
レベル1	4	4	3	5	4
レベル2	4	3	3	4	4
レベル3	3	3	2	4	3

※休日の集中利用が想定されるため、少なくともレベル3を満たす計画としている。

図 適正器具数-任意利用型【事務室】(南側トイレ男女)



II-3 外観計画

桜井の風土を象徴する新しいランドマーク

歴史や文化、自然がまちの中に生きる「桜井」を感じ、市民に愛されるまちのシンボルとして、未来へと受け継ぐ庁舎の外観デザインを創造する。

—まほろばの桜井をつくる—

田園風景が広がる桜井のまちになじむ低層の建物ボリュームとし、周辺環境に調和した建物とする。

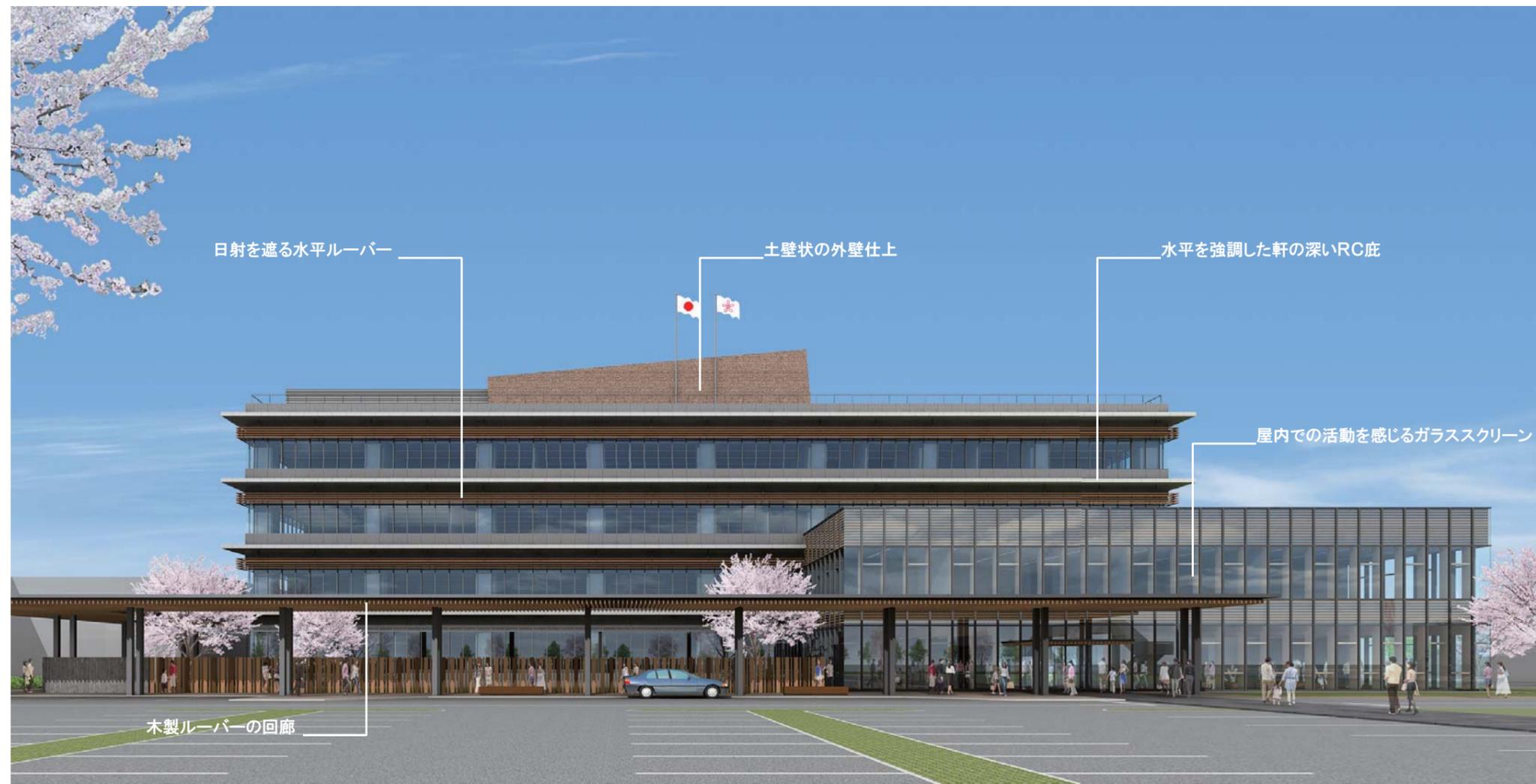
—うるわしの桜井をつくる—

市民、職員、議会の一体感をはぐむ新たな桜井のシンボルとなる建物を目指す。



—もてなしの桜井をつくる—

人が集い新しい活動が生まれる場として、木のぬくもりにつまれた、桜井をもてなす建物を目指す。



桜井を感じるデザイン要素

◆「和」を感じる

和を意識した軒の深い庇を設置
シンプルな直線ラインで、美しく無駄のない意匠とする
日差しを遮り、メンテナンスに利用できる機能的なコンクリートスラブ

◆「木」を感じる

「木を見せる」
木材を用いたやさしい印象の外観
木製ルーバーの回廊

「木にふれる」
身近に木を感じ、木の香る内装計画
美しい木の内装や内部の活動を屋外に映し出す

◆「歴史」を感じる

歴史の積み重ねや地層をイメージした
土壁状の仕上げ

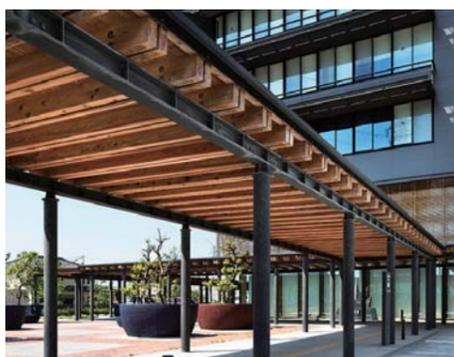


図 イメージ写真

II-4 断面計画

(1) 断面計画の基本的な配慮事項

- ・ 執務室の天井高さは執務空間としての快適性と経済性を考慮し 2,800mm を標準とする。1階はエントランスホールの開放性に考慮して 3,500mm とする。
- ・ 執務室の床下は将来的なレイアウト変更に対応するため、フリーアクセスフロアとし、構造躯体より 100mm を確保する。(4階は 50 mm、マシン室は 300 mm)
- ・ 執務室の天井部分は梁下に換気ダクトが通る寸法を確保する。
- ・ 上記より1階の階高は 4,900mm とし、2階から4階の階高は 4,200mm とする。
- ・ トイレや給湯室等の天井高さは 2,600mm とする。

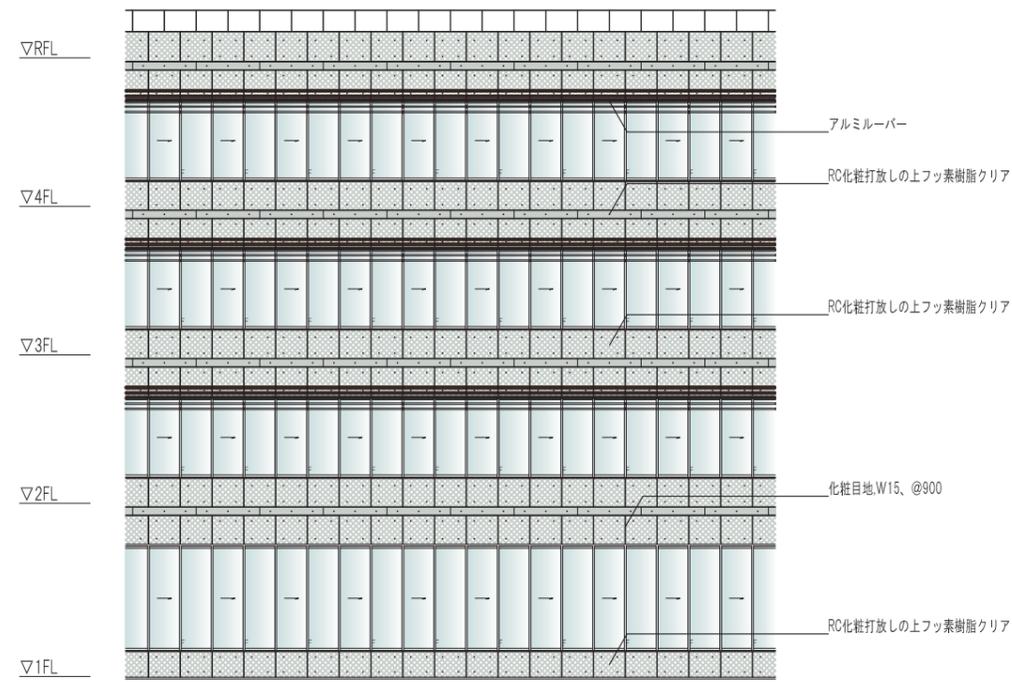


図 立面詳細図 S=1/200

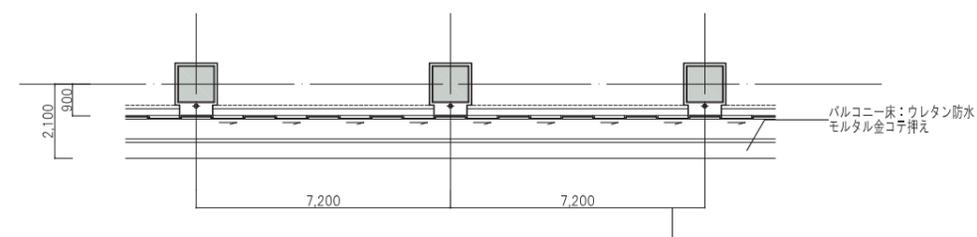


図 窓廻り平面詳細図 S=1/200

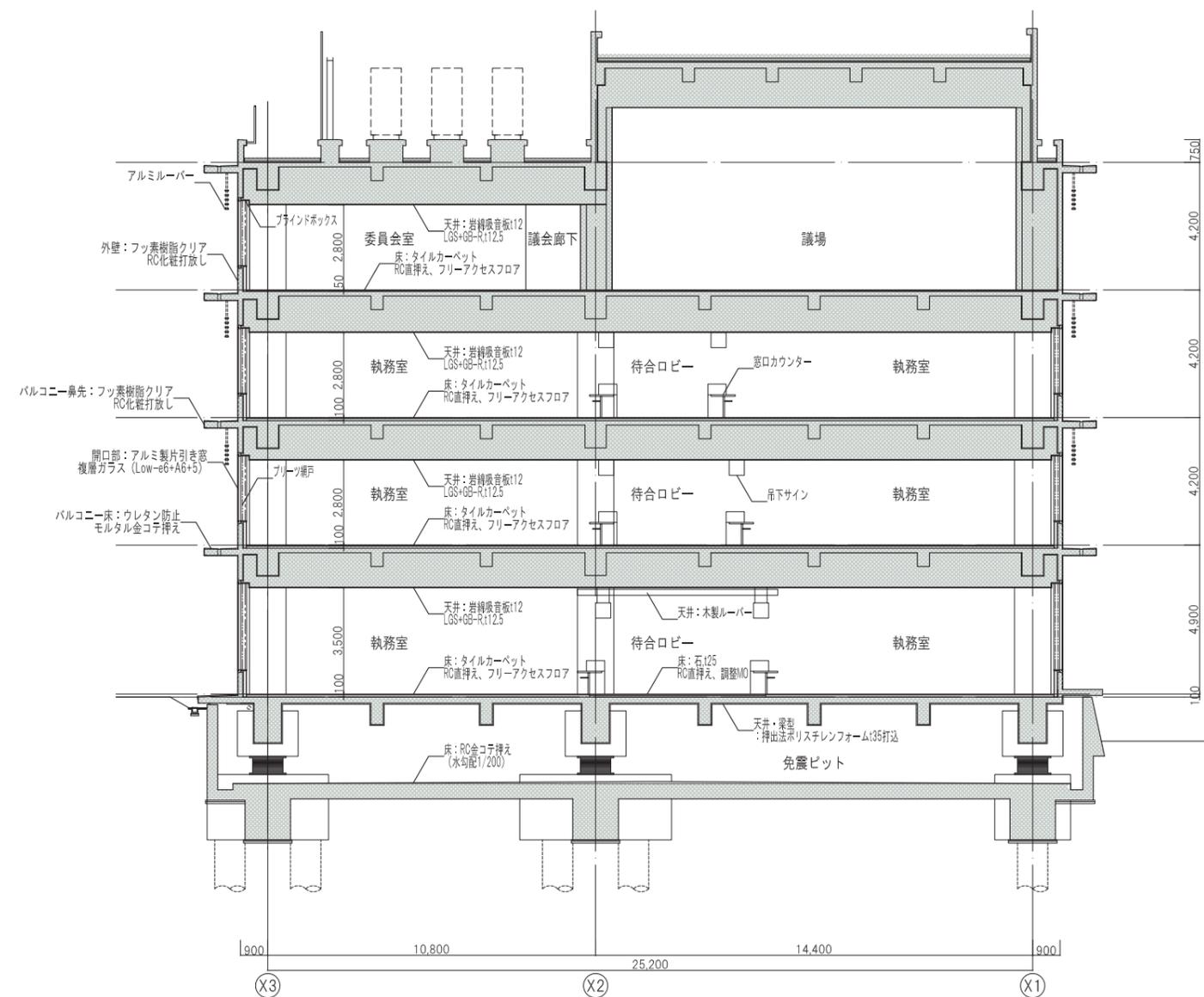


図 矩計図 S=1/200

II-5 内装計画

(1) 内装仕上げに関する配慮事項

- ・メンテナンスに配慮した費用対効果の高い素材選定とディテールとする。

(ア) 床仕上

- ・汚れに対する配慮や材料の更新のしやすさ、吸音性、経済性を考慮し執務室及び廊下などの共用部分は1階を除きタイルカーペット敷きとする。1階の待合ロビーを含む共用通行部分は意匠性と滑りにくさを考慮し石貼りとする。
- ・汚れが懸念されるトイレや倉庫等の仕上げは水拭きしやすいビニル系の床材を選定する。
- ・地域交流センターは圧縮フローリング仕上とし、来庁者が木を感じる設えとする。フローリングは耐久性やメンテナンス性に配慮し、圧縮加工と塗装により強度を持たせる加工とする。

(イ) 壁仕上

- ・執務室等の壁仕上はシンプルで臭いによる健康被害等の恐れのない水性塗料による仕上げとする。
- ・トイレなどの水廻りには清掃の容易なタイルを使用する。
- ・議場の壁には杉材、市長室等には天然木練付合板等を使用し温かみのある空間を演出する。
- ・地域交流センターやエントランスホール、ロビー正面の壁はさまざまな展示を際立たせるため塗装仕上げとする。
- ・遮音性能が必要とされる会議室や相談室は遮音壁及び遮音扉とする。また、移動間仕切壁や可動間仕切壁についても遮音性能の高いものを選定する。

(ウ) 天井仕上

- ・遮音性能が必要とされる執務室や会議室等は岩綿吸音板仕上とする。
- ・1階待合ロビーには木製ルーバー天井を設置し、印象的な空間づくりを行う。

(2) 木材の利用

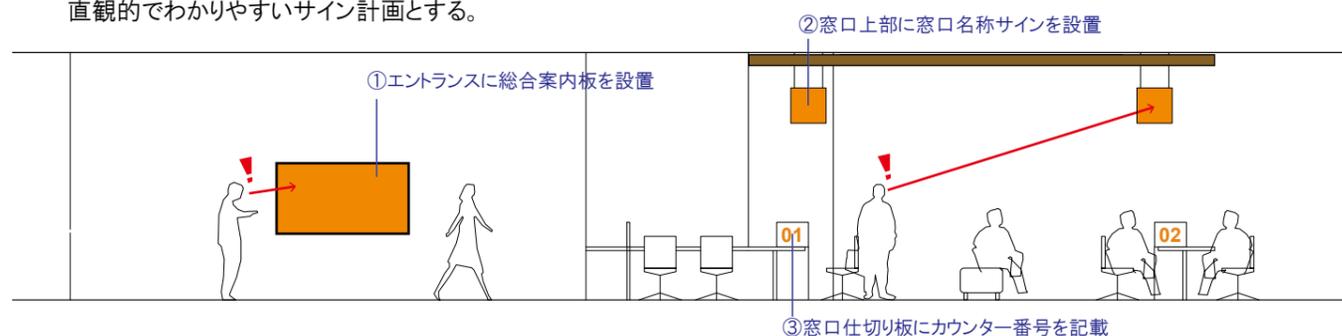
- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、奈良県が定める「公共建築物における“奈良の木”利用推進方針」に即して、桜井市では「桜井市公共建築物等における“地域材”利用推進方針」を制定している。
- これに基づき、県産材・市産材を積極的に活用し、地域材の需要拡大のPRに努める。

(ア) 木材の利用箇所

- | | |
|---|--|
| ・車寄せ天井：ルーバー | ・議場壁：杉板貼り |
| ・車寄せ壁（中庭の塀）：縦ルーバー | ・家具：地域交流センターベンチ、2階ロビーベンチ、フロアマネージャーカウンター、記載台、窓口カウンター腰壁、議場家具 |
| ・地域交流センター床：圧縮フローリング貼り | ・屋上ベンチ：木粉を原料の一部とした再生樹脂 |
| ・エントランスホール、エントランスロビー、地域交流センター、吹抜部柱型及び梁型：鉄骨部に木材化粧巻 | ・サイン：窓口案内吊り下げサイン他 |
| ・待合ロビー天井（1階）：天然木ルーバー | |
| ・市長室、副市長室、教育長室、理事室、議長・副議長室壁：天然木練付合板貼り | |

(3) サイン計画

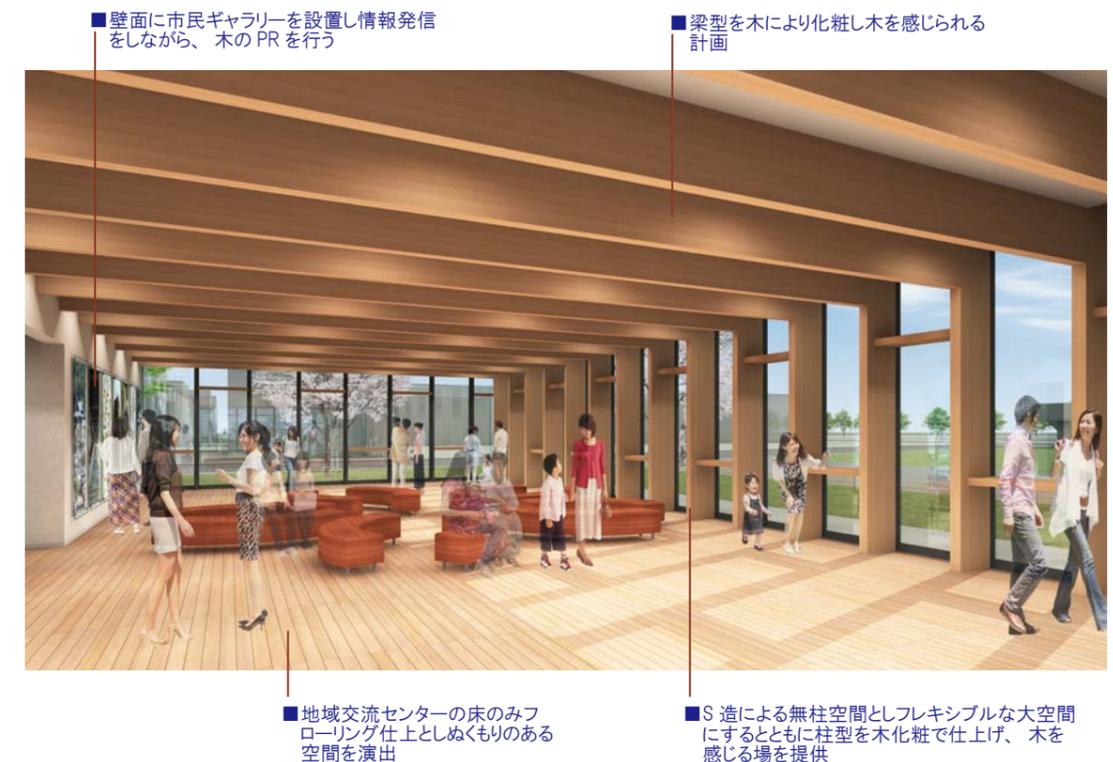
- ・各所サイン設置個所の周囲の環境と、その場での利用者が必要とする情報に配慮したサイズ、素材、内容を精査し直観的でわかりやすいサイン計画とする。



(4) 待合ロビーイメージ



(5) 地域交流センターイメージ



II-6 ユニバーサルデザイン計画

(1) ユニバーサルデザインの基本的な考え方

・市民の視点に立った庁舎を利用する誰にでも「わかりやすい」、「利用しやすい」、「使いやすい」計画とし、具体的な整備内容を下記に示す。

(2) ユニバーサルデザインの具体的な整備内容

表 施設の整備内容

利用者の想定	ユニバーサルデザインの基本方針			利用者毎に検討した具体的配慮事項
	分	利	使	
障害のある方	肢体	○	○	・車いす利用者に配慮した窓口カウンターや記載台の高さの設定。(高さ75cm)
			○	・記載台、カウンター、洗面台および小便器横に傘や杖かけ用のフックの設置。
		○		・電動車いす充電用コンセントの設置。
視覚		○	○	・触知付きの総合案内図の設置。
		○	○	・トイレやエントランスに音声案内を設置。
		○		・手摺に点字サインを設置。
聴覚		○	○	・大きくわかりやすい案内サインの設置。
			○	・各窓口カウンターに筆談マークと筆記台を設置。
			○	・議場の傍聴席に聴覚支援機器と連携するループコイルの設置。
内部機能		○		・1階の多目的トイレにオストメイトを設置。
		○	○	・総合案内板にユニバーサルデザインの配慮事項を表示することで、安心して利用できる計画。
		○	○	・床仕上げをフラットにし、段差解消とすることで、体への負担を軽減。
精神・知的		○		・安心感のある色彩や図を用いたサイン計画。
		○	○	・ゆとりのある通路幅員。わかりやすい案内表示で、フロアマネージャーや総合案内板まで誘導。
			○	・敷地内通路から建物出入口を経て目的となる諸室まで、安全に移動可能となるよう計画。
高齢者		○	○	・階段の両側に2段手すりを設置。(高さ65cmと80cm)
			○	・待合ロビーやエントランスホール等に休憩スペースとしてベンチを設置。
		○	○	・大きくわかりやすい案内サインの設置。
こども・子連れ 妊婦		○		・子供連れでも利用しやすいようキッズコーナーを設置。
		○	○	・誰もが利用しやすいように1階に授乳室、1,2階のだれでもトイレに幼児用大便器を設置。
外国人		○	○	・エレベーターやサイン案内は外国語表示とピクト表示を併用したサイン計画。
		○	○	・わかりやすい案内表示で、フロアマネージャーや総合案内板まで誘導する。
上記以外の人 市民		○	○	・庇を設け雨にぬれずアプローチできる計画とし、エントランスの床の塗装材にはすべりにくい素材の採用。
			○	・バスを敷地内に引き込み、バス待ちのスペースを確保。
			○	・トイレに荷物が置ける場所を設置。
緊急時・ 災害時対応		○		・ストレッチャー対応のエレベーター(1号機)の設置。
		○		・音声と点滅機能による誘導灯の設置。
		○		・呼び出しボタンをトイレに設置。

凡例
分 : 分かりやすい
利 : 利用しやすい
使 : 使いやすい

(3) ユニバーサルデザインの具体的な整備内容

(a) だれでもトイレ

使 高さ750mm、足入れサイズ500mm

利 オストメイト対応

使 手摺と手摺の間隔 750mm

使 両手すりにより立ち上がりを容易にサポート

使 車いす回転軌跡1,500mm

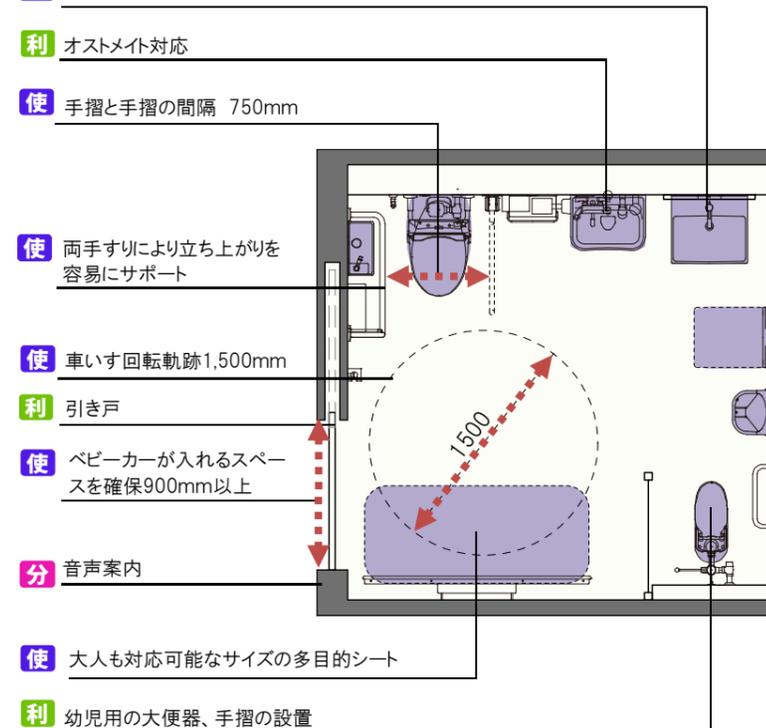
利 引き戸

使 ベビーカーが入れるスペースを確保900mm以上

分 音声案内

使 大人も対応可能なサイズの多目的シート

利 幼児用の大便器、手摺の設置



■設置する設備

1階 だれでもトイレ 兼こどもトイレ	2階 だれでもトイレ 兼こどもトイレ	3,4階 だれでもトイレ
大便器	大便器	大便器
化粧鏡	化粧鏡	化粧鏡
L型手摺	L型手摺	L型手摺
可動手摺	可動手摺	可動手摺
洗面器	洗面器	洗面器
収納式多目的シート	ベビーチェア	ベビーチェア
ベビーチェア	チャームボックス	チャームボックス
オストメイト	幼児用大便器	フィッティングボード
チャームボックス	フィッティングボード	ベビーシート
幼児用大便器	幼児用手摺	荷物かけ用フック
フィッティングボード	ベビーシート	ハンドライヤー
幼児用手摺	荷物かけ用フック	
荷物かけ用フック	ハンドライヤー	
ハンドライヤー		

(b) その他の具体的な整備イメージ

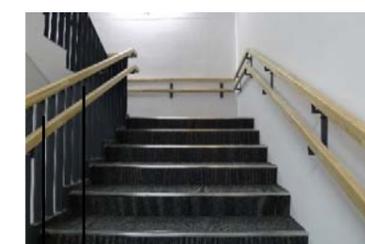
○記載台



使 杖置き場

使 車いす対応の高さ設定

○階段



使 両側手すり

使 2段手摺

○授乳室



使 おむつ替え用ベッド

使 シンク・専用給湯器

○案内表示



分 ピクトグラムと文字の併用

○受付カウンター



使 車いす対応のローカウンター

○建物出入口



利 庇により雨に濡れない配慮

使 滑りにくい仕上げ材

- (4)ユニバーサルデザインにおける関係法令について
 ・①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び②官庁施設の基本的性能基準に定められた性能、
 ③奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に関する基準のうち、①及び③に関する各項目において下記に示す基準を満たす計画とするとともに、②における各項目の整理ポイントに配慮した計画とする。

凡例

- ※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律における赤文字は円滑化誘導基準を示す
 ※2 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例における赤文字は望ましい基準を示す

○ : 基準を満たしている。 ○ : 誘導基準を満たしている。 × : 誘導基準を満たしていない - : 該当箇所なし。

(ア)敷地内の通路

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ※1	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 ※2	備考
敷地内の通路	(1)-1 移動空間(建築物外部)	建築物の出入口及びそれに至る経路	
<一般> *施行令第16条、誘導基準省令第11条	敷地出入口	[1]1以上の出入口は障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保	○
(1)表面は滑りにくい仕上げである。	○ ① わかりやすい位置	[2]上記の出入口から道等に至る通路のうち1以上の通路は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保。	○
(2)段がある場合	- ② 案内設備	建築物の出入口及びそれに至る通路	
①手摺を設けている。[両側に手摺を設けている。]	○ ③ 敷地外道路との連続性	(1)避難階における主たる出入口のうち1以上の出入口から道等	(1)~(5)はアプローチ、(6)~(7)は玄関について
②識別しやすいもの。	○ ④ 自動車の出入りに対する安全性の確保	に至る通路。	
③つまずきにくいもの。	○ ⑤ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設	①幅≧1.2m。	○
④幅≧140cm。(手摺の幅≦10cmは不参入)	○ ⑥ 周辺案内の設置	②幅≧1.8m。	○
⑤けあげ≦16cm。		③表面は、滑りにくく、車いす使用者が通過しやすい材料で	○
⑥踏面≧30cm。		仕上げる。	○
(3)傾斜路	歩行者用通路	④歩行者の安全に配慮して、歩行通路と車路を分離。	○
①手すりを設けている。(勾配≦1/12、高さ16cm未満または	- ① 歩行者優先	⑤必要に応じ、手すりを設ける。	×
勾配≦1/20の傾斜路部分は免除)	○ ② 歩車分離	(2)(1)の通路に高低差がある場合は傾斜路又は車いす使用者	
[両側に手摺を設けている。(高さ≦16cmまたは	○ ③ 見通しの確保	特殊構造昇降機を設ける。	
勾配≦1/20の傾斜路部分は免除)]	○ ④ 幅員の確保	①幅≧1.2m。(段を併設する場合:幅≧0.9m)	○
②前後の通路と識別しやすいもの。	○ ⑤ 平坦さの確保	②幅≧1.5m。(段を併設する場合:幅≧1.2m)	○
③幅≧150cm。(段に併設する場合:幅≧120cm)	○ ⑥ 路面仕上げの工夫	③勾配≦1/12。(高低差が10cm未満:勾配≦1/8)	○
④勾配≦1/15。	○ ⑦ 車路を認知できる構造	④勾配≦1/15。	○
⑤高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踏場を設けている。	○ ⑧ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設	⑤傾斜路の壁のない側に縁石(5cm)を設置する。	○
(勾配≦1/20の場合は免除)	○ ⑨ 適切な照明	⑥傾斜路に手すりを設置する。(高低差>75cmの場合、	○
(4)幅≧180cm。	階段・スロープ	勾配>1/20)	○
(5)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けて	- ① 階段とスロープの併設	⑦両側に手すりを設置する。	×
いる。	○ ② 勾配・幅員に関する配慮	⑧傾斜路の高さ75cm以内毎に長さ1.5m以上の踊り場を設ける。	○
(6)段以外に傾斜路または昇降機を設けている。	- ③ 手すり、立ち上がりの設置	(高低差>75cmの場合)	
	○ ④ 床面仕上げの工夫	⑨傾斜路の折れ曲がり部分には、長さ1.5m以上の踊り場を	○
	○ ⑤ 床面等の色彩の対比	設ける。	
<移動円滑化経路> *施行令第18条	○ ⑥ 階段の踏み込み等の形状の配慮	⑩傾斜路の起点及び終点には、各々の長さが1.5m以上の	○
(1)幅≧120cm。	○ ⑦ スロープ前後のスペース確保	平坦部分を設ける。	
(2)区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある。	○ ⑧ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設	⑪表面は、滑りにくく車いす使用者が通過しやすい材料で仕	○
(3)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける。		上げる。	
(4)傾斜路	自転車路・駐輪場	⑫傾斜路とその他の部分との識別しやすいもの。	○
①幅≧120cm。(段に併設する場合:幅≧90cm)	○ ① 歩行者用通路との分離	⑬傾斜路の上端及び踊り場の部分に点状ブロック等を敷設	○
②勾配≦1/12。(高さ≦16cmの場合:勾配≦1/8)	○ ② 駐輪場の位置、スペースへの配慮	する。(勾配>1/20)点状ブロック等は周囲の床材と識別	
③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踏場を設けている。		しやすいもの。	
(勾配≦1/20の場合は免除)	車路	(3)(1)の通路に、線状ブロック等の敷設、又は誘導用音声装置の	○
案内設備までの経路	① 歩行者の安全性への配慮	設置。	
<視覚障害者移動円滑化経路> *施行令第21条、誘導基準省令第16条	② 駐輪場・車寄せへの移動経路に関する配慮	(4)車路が横断する部分に点状ブロック等を敷設する。	○
(1)線状ブロック等・点字ブロック等の敷設または音声誘導装置	○	(5)(1)又は(2)の通路等を縦断又は横断する排水溝等がある場	○
の設置。[風除室で直進する場合は免除]	車寄せ	合、排水溝等に杖及び車いすの車輪が落ちない構造とする。	
(2)車路に接する部分に点字ブロック等を敷設している。	○ ① 庇の大きさ・高さの確保	(6)避難階における主たる出入口のうち1以上の出入口。	
(3)段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点字ブロック等	○ ② 停車スペースの確保	①幅≧90cm。(床面積200㎡以下は幅≧80cm)	○
を敷設している。	○ ③ 待合スペースの確保	②幅≧1.2m(1以上の出入口)、幅≧90cm(その他の出入口)	○
	○ ④ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設	③戸は障害者・高齢者等が円滑に開閉して通過しやすく、前	○
		後に水平部分を設ける。	
	憩いの場	④1以上の出入口は、自動的に開閉するスライドドアとする。	○
	① 配置の工夫	(回転ドアを含まない)	
		⑤出入口には戸の開閉及び進入に必要なスペースを確保し、	○
	その他	平坦部の寸法は、車いす使用者が戸を開閉するため、停	
	① 排水溝・溝蓋の配慮	留できる寸法とする。幅≧1.5m(引き戸)、幅≧建具幅+1.5	
	② 積雪への配慮	m。(開き戸)	
	③ 身体障害者補助犬への配慮	⑥車いす使用者が通過の際に支障となる段を設けない。	○
		⑦戸が全面透明の場合、衝突防止の措置をとる。	○
	(1)-2 移動空間(建築物内部)	(7)(6)の主たる出入口から受付等に到達できるように、線状ブロッ	○
	玄関廻り・建築物出入口	ク等の敷設又は誘導用音声装置を設置する。	
	① 床面の連続性		
	② 床面仕上げに関する配慮		
	③ 扉に関する配慮		
	④ 風除室に関する配慮		
	⑤ 傘立て等設置スペースに関する配慮		
	⑥ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設		

(イ)屋内の通路

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	
廊下等	(1)-2 移動空間(建築物内部)	廊下その他これに類するもの(以下廊下等)。	
<一般> *施行令第11条、誘導基準省令第3条	玄関ホール		
(1)表面は滑りにくい仕上げである。	① 明解な空間構成	[1] 障害者、高齢者等が通行できる幅等を確保する。	○
(2)点字ブロック等の敷設、かつ識別しやすいもの。	② 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設	[2] 車いすが転回できる構造の部分設ける。	○
(階段または傾斜路の上端に近接する部分)		[3] 規則第4条第1号ウ又はオに掲げる施設には手摺を設ける。 (病院、老人福祉施設等の場合、手摺を設置。)	—
(3)幅≧180cm(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)である。	廊下	① 両側に手すりを設置する。	
(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける。	① わかりやすい動線計画	廊下等	
(5)安全上支障のないようにアルコーブとする。	② 適切な廊下幅の確保	(1) 特定かつ多数の者が利用する廊下等の構造	
(側面に外開きの戸がある場合)	③ 床面仕上げに関する配慮	① 幅≧1.2m。	○
(6)突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されている。	④ 手すりの設置	② 幅≧1.8m。(廊下等の末端付近及び区間50m以内毎に2人の車いす使用者がすれ違いが可能な場合は幅≧1.4m)	×
(7)休憩設備を適切に設けている。	⑤ 点字等による室名表記	③ 表面は、滑りにくく、車いす使用者が通過しやすい材料で仕上げる。	○
<移動円滑化経路> *施行令第18条	⑥ 休憩スペースの設置	④ 幅と奥行きがそれぞれ1.4m以上の部分を廊下等の端から10m以内の部分以外の区間50m以内ごとに設ける。(廊下等の延長が25mを超える部分がある場合)	○
(1)階段、段が設けられていない。(傾斜路または、エレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除)	スロープ	⑤ 廊下等に高低差がある場合。(傾斜路または車いす使用者特殊構造昇降機を設ける)	
(2)幅≧120cm。	① 勾配・幅員に関する配慮	ア. 幅≧1.2m。(段を併用する場合:幅≧90cm)	○
(3)区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある。	② 手すり、立ち上がりの設置	イ. 幅≧1.5m。(段を併設する場合:幅≧1.2m)	○
(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける。	③ 床面仕上げに関する配慮	ウ. 勾配≦1/12。(高低差が10cm未満、勾配≦1/8)	○
傾斜路	④ 床面等の色彩の対比	エ. 傾斜路の壁のない側に縁石(5cm)を設置する。	—
<一般> *施行令第13条、誘導基準省令第6条	⑤ スロープ前後のスペース確保	オ. 手すりの設置。(高低差>75cmの場合、勾配>1/20)	○
(1)手摺を設けている。(傾斜路:勾配≦1/12、高さ16cm未満は免除)両側に手摺を設けている(傾斜路:高さ≦16cmは免除)	⑥ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設	カ. 両側に手すりを設置する。	○
(2)表面は滑りにくい仕上げである。		キ. 傾斜路の高さ75cm以内毎に長さ1.5m以上の踊り場(高低差>75cmの場合)	○
(3)前後の廊下等と識別しやすいもの。		ク. 傾斜路の折れ曲がり部分には、長さ1.5m以上の踊り場を設ける。	○
(4)点字ブロック等の敷設。		ケ. 傾斜路の起点及び終点には、各々の長さが1.5m以上の平坦部分を設ける。	○
(階段または傾斜路の上端に近接する踊場の部分)		コ. 表面は、滑りにくく、車いす使用者が通過しやすい材料で仕上げる。	○
(5)幅≧150cm(階段に併設する場合は幅≧120cm)。		サ. 傾斜路とその他の部分と識別しやすいもの。	○
(6)勾配≦1/12。		シ. 傾斜路の上端及び踊り場の部分に点状ブロック等を敷設(勾配>1/20)	○
(7)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けている。		ス. 廊下の両側に手すりを設置する。	○
<移動円滑化経路> *施行令第18条		セ. 壁面には、突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないような措置をとる。	○
(1)幅≧120cm。(階段に併設する場合は幅≧90cm)		ソ. 戸が廊下に対して突き出さないよう、戸幅以上の奥行きアルコーブ等を設ける。(廊下等に対して外開き戸の場合)	×
(2)勾配≦1/12。(高さ≦16cmの場合:勾配≦1/7)		タ. 建築物を利用する者の休憩用スペース等を適切な位置に設置。	○
(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けている。		チ. 曲がり角及び柱は、隅切り又は面取りをする。	○
		ツ. 廊下等の照明は、200ルクス程度の照度とする。	○
		テ. 両側壁面の裾に、床上15cm~35cm程度までの車いす当たりを設置する。	×

(ウ)階段

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	
<一般> *施行令第12条、誘導基準省令第4条	(1)-2 移動空間(建築物内部)	階段(その踊り場を含む)	
(1)手すりを設けている。(踊場を除く)	階段	[1] 主たる階段には、回り階段を設けない。	○
[両側に手摺を設けている(踊場を除く)]	① 勾配・幅員に関する配慮	[2] 手すりを設ける。	○
(2)表面は滑りにくい仕上げである。	② けこみの形状等に関する配慮	① 両側に手すりを設ける。	○
(3)段は識別しやすいもの。	③ 床面仕上げに関する配慮	② 手すりは(踊り場や廊下にも)できる限り連続させる。	○
(4)段はつまづきにくいもの。	④ 段の識別	[3] 表面は、滑りにくい材料で仕上げる。	○
(5)点字ブロック等の敷設。(段部分の上端に近接する踊場の部分)	⑤ 手すり、立ち上がりの設置	[4] 踏面の端部と周囲の部分は識別しやすいもの。	○
(6)原則として主な階段は廻り階段としていない。	⑥ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設	階段	
(7)幅≧140cm。(手すりの幅は片側で10cm以内までは不算入)	⑦ 回り階段・らせん階段の禁止	(1) 段鼻に滑り止めを設け、かつ段鼻を突き出さないこと等により、つまづきにくい構造とする。	○
(8)けあげ≦16cm。		(2) 階段の上端又は下端に近接する廊下等及び踊場の部分には点字ブロック等を敷設する。	○
(9)踏面≧30cm。		① 同一階段は、幅、蹴上げ及び踏面を同一寸法とする。	×
		② 階段の幅≧1.4m。	×
		③ 蹴上げの寸法≦16cm。	○
		④ 踏面の寸法≧30cm。	○
		⑤ 手すりの起点及び終点には、点字で階数等を表示する。	○
		⑥ 階段の壁のない側に縁石(5cm)を設置する。	○
		⑦ 階段の照明は、できるだけ明るいものとする。	○

※幅、踏面は同一寸法、蹴上は階高により異なる。
※階段A:1.4m、階段B:1.2m

(エ)エレベーター

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例
<一般> *誘導基準省令第7条	(1)-2 移動空間(建築物内部)	エレベーター
(1)必要階(多数の者が利用する居室または車いす使用者便所、駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが2以上ある。	○ エレベーター	[1]エレベーターの設置義務施設の場合エレベーターを設置する。
(2)多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	○ ① 計画の考え方	○ ① 障害者、高齢者等が利用できる設備等を設ける。(1以上)
①かご及び昇降路の出入口の幅 $\geq 80\text{cm}$ 。	○ ② EVホールに関する配慮	○ ② 規則第4条1号イからカまでまたは第2号アに掲げる建築物にはエレベーターを設置する。
②かごの奥行 $\geq 135\text{cm}$ 。	○ ③ かご内に関する配慮	○ ③ 直接地上へ通ずる出入口がない階に居室を有する建築物には、エレベーターを設ける。
③乗降ロビーは水平で、 150cm 角以上である。	○ ④ 扉に関する配慮	(1)エレベーターの構造
④かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置の設置。	○ ⑤ 音声等による案内	○ ①かご及び昇降路の出入口の幅 $\geq 80\text{cm}$ 。
⑤乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置。	○ ⑥ 操作ボタンに関する配慮	○ ②かご及び昇降路の出入口の幅 $\geq 90\text{cm}$ 。
(3)多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	○ ⑦ 案内表示の設置	○ ③かごの間口及び奥行きは、次に定めるものとする。
①(2)のすべてを満たしている。	○ ⑧ 過負荷、非常時に関する配慮	○ ア. [1]によるエレベーターは間口 $\geq 1.4\text{m}$ 、奥行き $\geq 1.35\text{m}$ 。
②かごの幅 $\geq 140\text{cm}$ 。		○ イ. [1]によらないエレベーターで、 $a > 1,000\text{m}^2$ かつ $b < 500\text{m}^2$ は、間口 $\geq 1.05\text{m}$ 、奥行き $\geq 1.35\text{m}$ 。
③かごは車いすが回転できる形状。		○ ウ. ア、イ以外のエレベーターは奥行き $\geq 1.1\text{m}$ 。
④かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設ける。		○ エ. かごの間口 $\geq 1.6\text{m}$ 、奥行き $\geq 1.35\text{m}$ 。
(4)不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター乗降ロビー		○ ④車いす使用者専用操作盤を設置。(乗降ロビー側)
①かご及び昇降路の出入口の幅 $\geq 80\text{cm}$ 。		○ ⑤かご内の車いす使用者専用操作盤の構造
②かごの奥行 $\geq 135\text{cm}$ 。		○ ア. 左右両側の側板に専用操作盤を設置。
③乗降ロビーは水平で、 150cm 角以上である。		○ イ. 戸の開放時間を延長できる機能を有する行先ボタンとする。
④かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設ける。		○ イ. 主たる専用操作盤に呼出しボタン付のインターホンの設置。
⑤乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。		○ ⑥かご内に鏡を設置する。
⑥かごの幅 $\geq 140\text{cm}$ 。		○ ⑦かごの出入口に開閉制御装置を設置する。
⑦かごは車いすが回転できる形状。		○ ⑧かご内の専用操作盤又は背面板に、かごの位置を表示する装置及びかごが停止する予定の階を表示する装置を設置する。
(5)不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター乗降ロビー		○ ⑨かご内の左右両面の側板に手すりを設置する。
①かごの奥行 $\geq 135\text{cm}$ 。		○ ⑩点字案内表示
②かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置の設置。		○ ア. 一般用の乗場ボタン及び乗場階の点字案内表示をする。
③乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置。		○ イ. かご内の一般用操作盤の各ボタンの点字案内表示をする。
④かごは車いすが回転できる形状。		○ ⑪視覚障害者用の案内装置
⑤かごの幅 $\geq 160\text{cm}$ 。		○ ア. 音声による視覚障害者用の案内装置(乗降ロビー側)を設置する。[昇降の方向通報]
⑥かご及び昇降路の出入口の幅 $\geq 90\text{cm}$ 。		○ イ. 音声による視覚障害者用の案内装置(かご内)を設置する。[到着階並びにかご昇降路の出入口の戸の閉鎖の通報]
⑦乗降ロビーは水平で、 180cm 角以上である。		○ ウ. 乗降ロビーの操作盤付近の床に点字ブロック等を敷設する
⑧かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置。		○ ⑫乗降ロビーの幅と奥行 $\geq 1.5\text{m}$ 。
(6)不特定多数の者または主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー		○ ⑬[1]のエレベーターは非常時における聴覚障害者用の表示装置を設置する。
①(3)のすべて又は(5)のすべてを満たしている。		○ ⑭防災対策上可能な場合は、かごの出入口の戸等にガラス窓を設ける。
②かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置。		
③かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置の設置。		
④かご内または乗降ロビーに到着するかごの乗降方向を知らせる音声装置の設置。		
<移動円滑化経路> *施行令第18条		
(1)かごは必要階(利用居室または車いす使用者便所、駐車施設のある階、地上階)に停止する。	○	
(2)かご及び昇降路の出入口の幅 $\geq 80\text{cm}$ 。	○	
(3)かごの奥行き $\geq 135\text{cm}$ 。	○	
(4)乗降ロビーは水平で、 150cm 角以上である。	○	
(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置。	○	
(6)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けている	○	
(7)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	○	
(8)不特定多数の者が利用する $2,000\text{m}^2$ 以上の建築物に設けるもの場合		
①(1)~(3)、(5)~(6)	○	
②かごの幅 $\geq 140\text{cm}$ 。	○	
③かごは車いすが回転できる形状。	○	
(9)不特定多数の者または主に視覚障害者が利用する場合。		
①(1)~(8)	○	
②かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置。	○	
③かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置の設置。	○	
④かご内または乗降ロビーに到着するかごの乗降方向を知らせる音声装置の設置。	○	
(10)EVその他昇降機は車いす使用者が円滑に利用できる。	○	

a: 不特定多数が利用する部分の床面積の合計(避難階を除く)
b: 床面積の最大の階の床面積(避難階を除く)

(オ)利用居室の出入口

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例
<一般> *誘導基準省令第2条	(1)-2 移動空間(建築物内部)	居室の出入口
(1)出入口(便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	各室出入口	・1以上の居室出入口は、障害者、高齢者等が通過できる幅等の確保。
①幅≧90cm。	① 扉の幅の確保	(1)不特定かつ多数の者が利用する居室の1以上の出入口。
②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている。	② 扉の構造に関する配慮	①出入口の幅≧80cm。
<移動円滑化経路> *施行令第18条		②出入口の幅≧90cm。
(1)階段・段が設けられていない。(傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除)		③出入口の戸は、障害者、高齢者等が通過しやすく、前後に水平部分を設けている。
(2)幅≧80cm。		④戸を設ける場合は、当該戸は自動式スライドドアとする。
(3)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている。		⑤戸を設ける場合には、当該戸は、開閉により戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えない構造とする。
		⑥出入口に車いす使用者が通過する際に支障となる段は設けない。
		⑦車いす使用者が戸の開閉及び進入を行うために必要なスペースを確保するのが望ましい。

(カ)トイレ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例
<一般> *施行令第14条、誘導基準省令第9条	(2) 行為空間	便所(1以上の便所)
(1)車いす使用者便房を設けている。(1以上)	トイレ	[1]障害者、高齢者等が利用できる設備等を設ける。
①腰掛便座、手すり等が適切に配置されている。	-1.共通事項	[2]次に掲げる建築物の便所には乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設ける。
②車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されている。	① 位置に関する配慮	①博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場
③標識を掲示している。	② 出入口に関する配慮	劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、飲食店及び
(2)水洗器具を設けている。(オストメイト対応、1以上)	③ 床面仕上げに関する配慮	物品販売業を営む店舗。
(3)床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けている。(1以上)	④ 設備に関する配慮	②規則第4条第2号アに掲げる建築物。
(各階1以上)	⑤ 案内表示に関する配慮	[3]次に掲げる建築物(これらの床面積の合計が10,000㎡以下は免除)の便所には、オストメイトを設ける。
(4)車いす使用者便房及び高齢者、障害者が円滑に利用できる構造の水洗器具(オストメイト対応)の便房を設けている。(各階原則2%以上)	-2.多機能トイレ	③①に掲げる建築物。
①腰掛便座、手すり等が適切に配置されている。	① 設備機能に関する配慮	④規則第4条第2号アに掲げる建築物。
②車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されている。	② スペース及び寸法の確保	⑤必要に応じてオストメイトのための設備を設ける。
③出入口幅≧80cm。	③ 扉に関する配慮	便所(男女各1以上の便所)
④出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている。	④ 設備に関する配慮	(1)不特定かつ多数の者が利用する男女各1以上の便所。
⑤標識を掲示している。	⑤ 案内表示に関する配慮	①出入口の幅≧80cm。
⑥車いす使用者便房がない場合には腰掛便座、手すりが設けられた便房がある。(当該便所近くに車いす使用者便房のある便所を設ける場合を除く)	-3.一般トイレ	②出入口の高低差が有る場合
	① 広めのプースの設置	ア. 幅≧90cm。
	② 大便器に関する配慮	イ. 勾配≦1/12。(高低差が10cm未満、勾配≦1/8)
	③ 男子用小便器に関する配慮	ウ. 表面は、滑りにくく、車いす使用者が通過しやすい材料で仕上げる。
	-4.洗面カウンター	③男子利用可能便所に小便器を設ける場合、1以上の小便器は床置きとし、手すりを設置する。
	① 高さの設定	④各階の男子が利用する便所に小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、床置きとし、手すりを設ける。
	② 下部スペースの確保	⑤1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式等の水栓を設置。
	③ 手すりの設置等	⑥手すりを設ける。
	④ 水栓に関する配慮	⑦水栓で冷温水の区別がある場合、冷温水の区分を点字で表示。
		⑧車いす使用者洗面器に設ける鏡は、健康者と兼用できる大型のもの。
		⑨次に掲げる車いす使用者便房を1以上設け、便房の入口付近に車いす使用者が利用可能である旨の標示する。
		ア. 車いす使用者が利用可能な広さとする。
		イ. 出入口の幅≧85cm。
		ウ. 出入口は、引き戸(構造上やむを得ない場合は外開き戸)とし、その前後に前後に水平部分を設けている。
		エ. 出入口の鍵は、操作がしやすく、緊急の場合は外部から合鍵で開けることができるもの。
		オ. 出入口は車いす使用者が通過する際に支障となる段は設けない。
		カ. 洋風便器を設置する。
		キ. 便座は、温水洗浄式とする。
		ク. 便器の両側に手すりを設置する。
		ケ. 両側に水平又は上下に可動する手摺を設ける。
		コ. くつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置を設置。
		ク. 床は平たんとする。
		シ. 便座に腰を掛けたまま手が届く位置に非常呼出しボタンを設ける。
		ス. 手洗器は、便座に腰をかけたまま使用できる位置に設ける
		セ. 便房内に手荷物棚、衣類掛けを設ける。
		ソ. ハンドドライヤーを設ける。

(カ)トイレ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	
		⑩車いす使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合、車いす使用者が通過しやすく、その前後に水平部分を設けている。	○
		⑪便所の出入口付近に点字表示する。	○
		⑫床面積1,000㎡以上の建築物又は公衆便所に2以上の大便器を設ける場合、1以上の洋風便器を設ける。	○
		⑬大便器は男女とも洋風便器とし、必要に応じて手すりの設置	○
		⑭便房の扉は内開きとしない。	×
		⑮便所の出入口付近に便所の配置を示した触知図を設ける	○
		⑯建築物の各所に一般便所及び車いす使用者用便房の位置を案内標示する。	○
		⑰[2]に規定する博物館等の建築物で床面積が1,000㎡超の建築物に設ける便所	—
		ア. 1以上の便房には乳幼児車いす等を設け、便房の出入口付近にその旨を標識する。	
		イ. 乳幼児ベッド等を設ける。(便所以外に設ける場合は免除)	
		ウ. 便所には乳幼児いす等及び乳幼児ベッド等をそれぞれ1以上設ける。	
		エ. 洋風便器には必要に応じて幼児用座便を設ける。	
		オ. オストメイト用洗浄設備の設置。	
		カ. オストメイト洗浄する設備は温水とし、フラッシュバルブ式汚物流しを設ける。	
		キ. 荷物を置くための棚等の設置。	
		ク. 2以上の衣服掛けのための金具等の設置。	
		ケ. 水石鹸入れ、紙巻き器、汚物入れを設ける。	
		コ. 出入口付近にオストメイトのための設備設置の標示。	

(キ)駐車場

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	
<一般> *施行令第17条、誘導基準省令第12条	(1)-1 移動空間(建築物外部)	付属する駐車場	
(1)1以上の車いす駐車場駐車施設を設けている。	○ 駐車場	・付属する駐車場(機械式は免除)には、1以上の車いすを使用する者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設ける。	
①幅≧350cm。	○ ①車いす使用者用駐車スペースの設置	(1)1以上の車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者用標示をする。(駐車台数≧20台の場合)	○
②利用居室までの経路が短い位置に設けられている。	○ ②車いす使用者用駐車スペースの標識の設置	①車いす使用者駐車施設の設置数は、駐車台数の総数が200以下の場合には、駐車台数の2%以上、駐車台数が200を超える場合には、駐車台数の1%に2を加えた数以上とする。	○
	○ ③広さ・形状等の配慮	②出入口の見やすい場所に駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの案内標識を設置。	○
	○ ④駐車場付近の乗降スペース設置の配慮	③建物の出入口に最も近い位置に設置している。	○
	○ ⑤駐車場から建物出入口までの経路	④幅≧3.5m。(1以上)	○
	○ ⑥地下等の屋内駐車場における配慮	⑤床面又は地面を水平とする。	○
		⑥車いす使用者駐車施設についてはその旨を表示する場合、路面標示を併せて立て看板を設ける等遠くからでも確認できるようにする他、駐車区画線又は駐車床面等を一般の駐車区画線とは別の色に識別しやすいものとする。また、駐車場の出入口にも当該位置を示す案内板を設ける。	○
		(2)車いす使用者用駐車施設から建築物の出入口へ至る通路。(車路を含む)	
		①幅≧1.2m。	○
		②幅≧1.8m。	○
		③表面は、滑りにくく、車いす使用者が通過しやすい材料で仕上げる。	○
		④車いす使用者用駐車場及び(2)に規定する通路には屋根を設ける。	○
		(3)(2)の通路に高低差がある場合	—
		①幅≧1.2m。	
		②幅≧1.5m(段を併設する場合:幅≧1.2m)	
		③勾配≦1/12(高低差が10cm未満、勾配≦1/8)。	
		④勾配≦1/15。	
		⑤傾斜路の壁のない側に縁石(5cm)を設置する。	
		⑥傾斜路の高低差が75cmを超えている場合、手摺を設ける。(勾配>1/20)	
		⑦両側に手摺を設ける。	
		⑧高さ75cm以内ごとに長さ1.5m以上の踏み場を設置する。(傾斜路の高低差が75cmを超えている場合)	
		⑨傾斜路の折れ曲がり部分に、長さが1.5m以上の踏み場を設ける。	
		⑩傾斜路の起点及び終点には、各々の長さが1.5m以上平坦部分を設ける。	

(キ) 駐車場

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	
		①表面は、滑りにくく、車いす使用者が通過しやすい材料で仕上げられる。	
		(4)(2)又は(3)の通路等を縦断又は横断する排水溝等につき及び車いすの車輪が落ちない構造の措置をする。	○
		(5)(2)に掲げる出入口の構造	
		①幅≧80cm。	○
		②1以上の出入口幅≧1.2m、その他の出入口の幅≧90cm。	○
		③戸を設ける場合、戸は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差を設けない。	○
		④戸を設ける場合、当該戸は自動式スライドドアとする。	○
		⑤車いす使用者が通過する際に支障となる段は設けない。	○

(ク) 案内表示他

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	
標識	(1)-2 移動空間(建築物内部)	案内標示等	
<一般> *施行令第19条、誘導基準省令第14条	受付・案内設備	・視覚障害者を誘導するもの線状ブロックその他これに類するもの	※人的対応：フロアマネージャーの設置
(1)エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があること	①位置に関する配慮	もしくは視覚障害者の注意を喚起するための点状ブロックその他これに類するもの及び視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は障害者、高齢者等の誘導に配慮した案内標示もしくはこれに代わる必要な措置を講ずる。	
(2)標識は、内容が容易に識別できるもの。 (日本工業規格Z8210に適合している)	②受付カウンターの高さ		
	③誘導・支援設備の設置	(1)案内標示又は案内設備の設置	
	④夜間受付に関する配慮	①標記内容が分かりやすい文字又は図案並びに見やすい色調及び明度とする。	○
案内設備	(3) 情報	②主として車いす使用者が利用する案内標示又は案内設備は、車いす使用者が容易に読み取り又は利用できる位置又は方向に設置する。	○
<一般> *施行令第20条、誘導基準省令第15条	視覚情報	③主として視覚障害者が利用する案内標示又は案内設備は、必要に応じて点字案内標示等をする。視覚障害者が容易に到達できるようにする。	○
(1)エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を表示した案内板等がある。 (配置を容易に視認できる場合は除く)	①案内・表示の設置	④必要に応じて聴覚障害者へ情報を伝達できるよう案内設備を設ける。	○
(2)エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けている。	②空間の特徴づけ	⑤非常警報設備を要する建築物は、光・音による非常警報装置の併設を行う。	○
(3)案内所を設けている。(1),(2)の代替措置)	③サインの大きさ、色彩等に関する配慮		
	④高さの設定		
	⑤図記号に関する配慮		
	⑥文字による表示		
	⑦光等の視覚情報による案内		
	触知情報		
	①視覚障害者誘導用ブロック等の形状、材質等		
	②視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法		
	③点字等の設置		
	④仕上げ材による工夫		
	音声情報		
	①音声による案内		
	②音響による案内・警報		
	人的対応		
	①受付等への誘導		
	②非常時の対応		

(ケ) 休憩場所・授乳場所

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	
該当する基準なし	(2) 行為空間	授乳場所	
	待合	[1]次に掲げる建築物(床面積の合計が5,000㎡以下を除く)には乳児の授乳及びおむつの交換を行える場所を設ける。	○
	①扉に関する配慮	①博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、飲食店、物品販売業を営む店舗	
	②待合スペースに関する配慮	②規則第4条第2号アに掲げる建築物	
	授乳室等	ア. 必要に応じて乳児の授乳及びおむつの交換場所を設ける	○
	①プライバシーの確保	③規則第3条第1項第1号コに掲げる建築物には、次に掲げる構造及び設備を有する授乳場所を1以上設け、出入口付近にその旨を表示する。	
	②スペースの確保	(1)博物館等の建築物で床面積が5,000㎡超の建築物における1以上の授乳場所。	
	③位置等に関する配慮	①出入口の構造(以下、居室の出入口の項)	
	④給湯設備の設置	ア. 出入口の幅≧80cm。	○
	湯沸室	イ. 戸は、障害者、高齢者等が通過しやすく、その前後に水平部分を設ける。	○
	①流し台に関する配慮	ウ. 車いす使用者が通過する際に支障となる段は設けない。	○
	職員休養スペース	②授乳室のためのいす及び乳幼児ベッドを設置すること。	○
	①休養スペースに関する配慮	③洗面器又は流し台を設置する。	○
		④授乳室は、壁又は固定式のついたて等により外部から見通しのできないもの。	○
		⑤汚物入れを設ける。	○
		⑥高温の湯を供給できる設備を設ける。	○
		⑦出入口付近に授乳場所である旨の標示をしている。	○

(コ)その他

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	その他
	(2) 行為空間	カウンター等・電話台の基本的な考え方	
	窓口	①カウンター、記載台等を設ける場合は、車いす使用者が接近しやすく、利用しやすい高さとする。	○
	① カウンターの高さ、形状	②呼出をするカウンターには、音声による他、電光掲示板を設置する。	○
	② 案内表示に関する配慮	③公衆電話を多数設置する場合には、次の内容に配慮する。 ア. 車いす使用者が利用できるよう、ダイヤルの中心が90cmから1mの高さで、電話台の下にフットレスが入る部分を45cm以上確保した電話を1以上設置する。 イ. 聴覚障害者が利用できるよう、聴覚障害者用音量増幅装置付き電話及びファックス付き電話を1以上設置する。	×
	執務室・会議室		
	① 扉に関する配慮		
	② フレキシビリティの確保		
	スイッチ・コンセント		
	① 高さ、位置の設定		
	② スwitchの形状等に関する配慮		
		手摺の基本的な考え方	
		①階段手摺の起点及び終点には点字で階数等を表示する。	○
	(4) 環境	コンセント・スイッチ類の基本的な考え方	
	光環境	①車いす使用者用コンセント、スイッチ類は、床上35cm～1.1m程度に設置する。	○
	① 照度の設定	②コンセント、スイッチ類は必要に応じて点字表示や手で覚知できる浮き文字で表示する。	○
	② 光源の色温度の設定	③車いす使用者用インターホンは、受話器等の位置を高さ1.05～1.2mとする。	○
	③ 照明の設置位置		
	④ グレアの防止		
	音環境		
	① 吸音・遮音に関する配慮		
	② 音響設備に関する配慮		
	熱環境		
	① 温湿度の設定		
	② 気流に関する配慮		
	③ 温度分布に関する配慮		
	空気質環境		
	① 空気質環境に関する配慮		
	(5) 安全		
	避難		
	① 多角的な情報伝達		
	② 避難経路の確保		
	③ 一時避難スペースの確保		
	防犯		
	① 立入範囲の設定		
	② 自然監視等の工夫		
	③ 防犯システムに関する配慮		

II-7 セキュリティ計画

(1) 管理区分

・新庁舎における利用時間は下記の想定とする。

(ア) 使用時間帯

① 開庁時間

・平日：8:30～17:15

② 開館時間

・平日：8:00～18:00

・休日(土日祝日)：9:00～17:00

(イ) 新庁舎閉庁時間帯の施設利用

・閉庁時間帯の施設利用としては、1階の地域交流センターや、屋上展望スペースの利用、期日前投票時の2階会議室の利用等が想定され、執務室等の部分と利用可能な範囲を区画する。

CASE-1	・夜間(時間外)の利用
CASE-2	・地域交流センター(休日)の利用
CASE-3	・屋上展望開放(臨時)の利用
CASE-4	・期日前投票等(休日)の利用

- ・閉庁時間においても、トイレが使用できるように配慮し、区画の設定を行う。
- ・閉庁時間帯の職員や、地域交流センター、屋上展望スペースの利用者のいずれにおいても、法令上の避難経路が確保できるように計画する。
- ・閉庁時間帯の屋上へのアクセスは、エレベーター1号機のみとし、階段Aはシャッターによるセキュリティ区画を行う。
- ・エレベーター1号機については、各階不停止機能を採用することで、2～4階の立ち入りを制限する。
- ・夜間(時間外及び休日)に職員が庁舎内に入出入りする際は、人による管理ができるよう警備室を経由する。

(ウ) 屋上の管理

- ・屋上部分すべてを監視できるようITVの設置により監視を行う。
- ・屋上外周部においては、転落防止の対策を施す。

(エ) 屋外空間の管理

- ・敷地西側の境界フェンスをのぞき、基本的に敷地境界沿いには門扉、フェンス等は設けず、地域交流広場を含め、開放される計画とする。
- ただし、高低差が発生する部分や水路等の部分においては安全上フェンスを設置する。

(オ) 鍵管理および相談室の利用管理

- ・鍵の保管及び管理は総務課及び警備室にて行う。

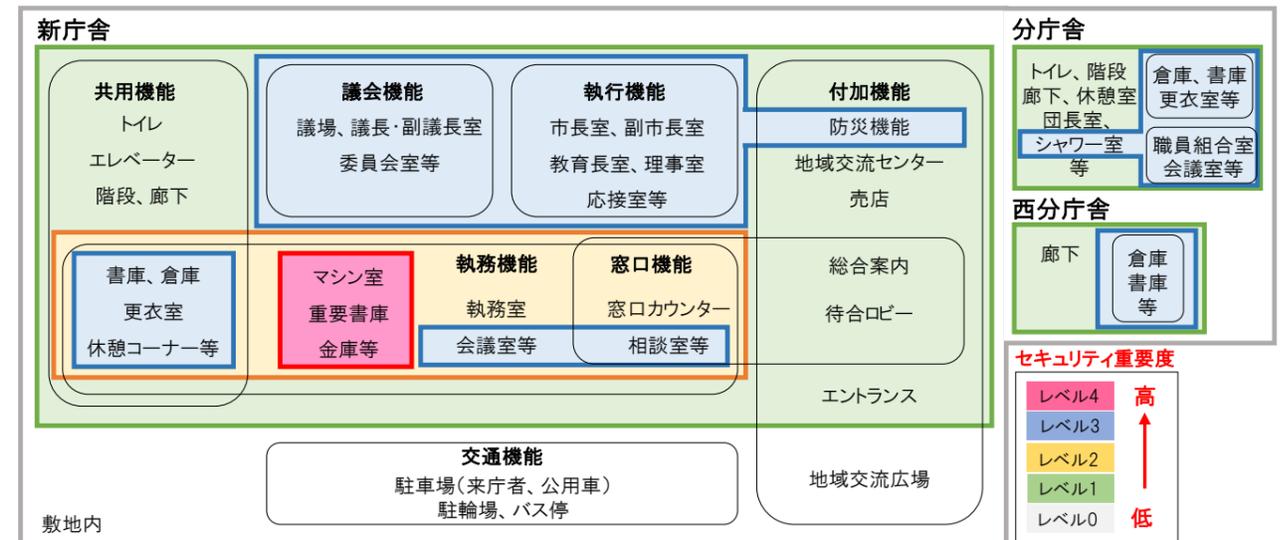
(カ) 時間外における利用別の場所及び利用者の想定

CASE-1	・夜間窓口 ・夜間(時間外)に、目的のある来庁者のみが利用できることを想定する。
CASE-2	・地域交流センター、1階北側トイレ等の休日開放を想定した部分。 ・休日開放時間帯は、原則として誰もが自由に出入りできることを想定する。
CASE-3	・地域交流センター、1階北側トイレ、エレベーター1号機、北側階段、屋上展望エリア等の臨時開放を想定した部分。 ・臨時開放時間帯は、原則として誰もが自由に出入りできることを想定する。
CASE-4	・2階会議室、1階北側トイレ、2階北側トイレ、エレベーター1号機 ・休日開放時間帯は、原則として、職員または当該部分を使用する来庁者のみが出入りできることを想定する。

(2) セキュリティ計画

(ア) セキュリティレベル

・求められるセキュリティのグレードに応じて、5段階のセキュリティレベルを設定する。



レベル4	・マシン室、金庫室等の重要諸室。 ・特定の職員のみ出入りできることとし、出入り時に扉の開閉を防犯設備で管理する計画とする。
レベル3	・相談室、会議室、更衣室の個室等。 ・開庁時間帯は、原則として、職員または当該部分を使用する来庁者のみが出入りでき、随時施錠できる計画。
レベル2	・一般執務室等。 ・開庁時間帯は、原則として、職員のみが出入りできることを想定する。
レベル1	・エントランスホール、待合ロビー、階段、エレベーター等の共用通行部分。 ・開庁時間帯は、原則として誰もが自由に出入りできることを想定する。
レベル0	・地域交流広場や駐車場等の屋外部分。 ・開庁時間に関わらず、誰でも利用できることを想定する。

(イ) 開庁時間帯の出入口管理

- ・施設の出入口は、メインエントランス及び北側サブエントランス、南側サブエントランスの3箇所とし、開庁時間はすべて自由に出入りできる計画とする。
- ・郵便等の受け取りは総務課にて行う。

(ウ) 閉庁時間帯のセキュリティ

- ・休日の利用は、メインエントランスと南側サブエントランスを開錠し、北側サブエントランスを閉鎖する。
- ・夜間受付は、南側サブエントランスを利用した計画とする。
- ・閉庁時において、職員は南側サブエントランスから警備室を経由して執務室にアクセスする。
- ・新聞等の受け取りのため警備室の外側に大型のポストを設置する。

(エ) 分庁舎・西分庁舎の管理

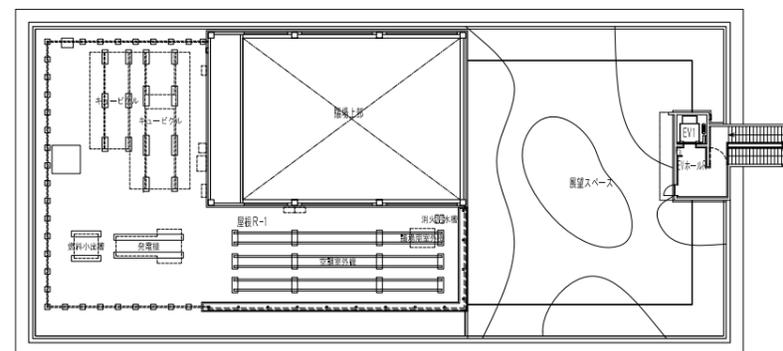
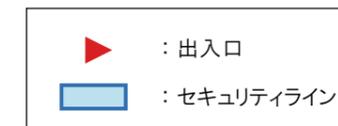
- ・分庁舎及び西分庁舎は職員のみ利用を想定し、施設出入口はカードによる施錠を行い、各室は鍵による施錠を行う。

(3) 各ケース毎のセキュリティライン図

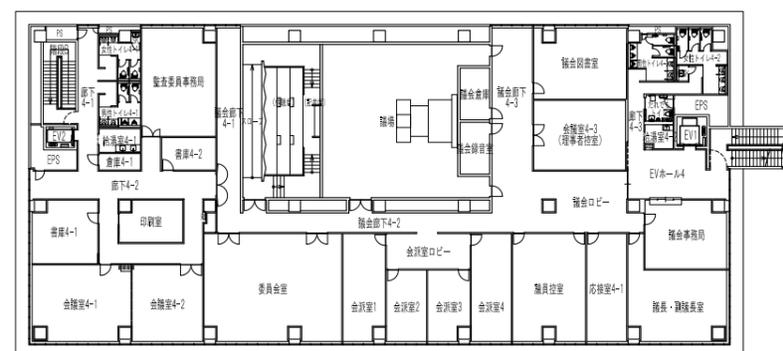
(ア) 夜間(時間外)利用の場合

・夜間(時間外)における、建物の出入口とセキュリティラインは下図による。警備室(夜間窓口)及び相談室1-4にて来庁者の書類の届出等に対応する。職員が執務室を利用する場合、警備室を経由してアクセスする。

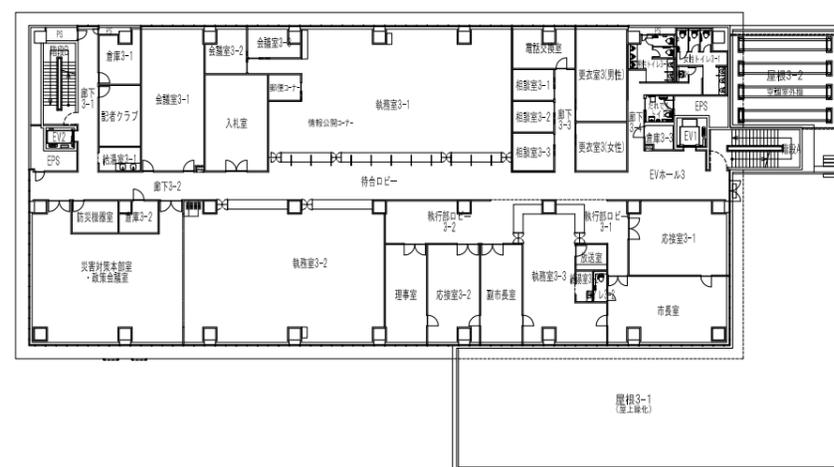
凡例



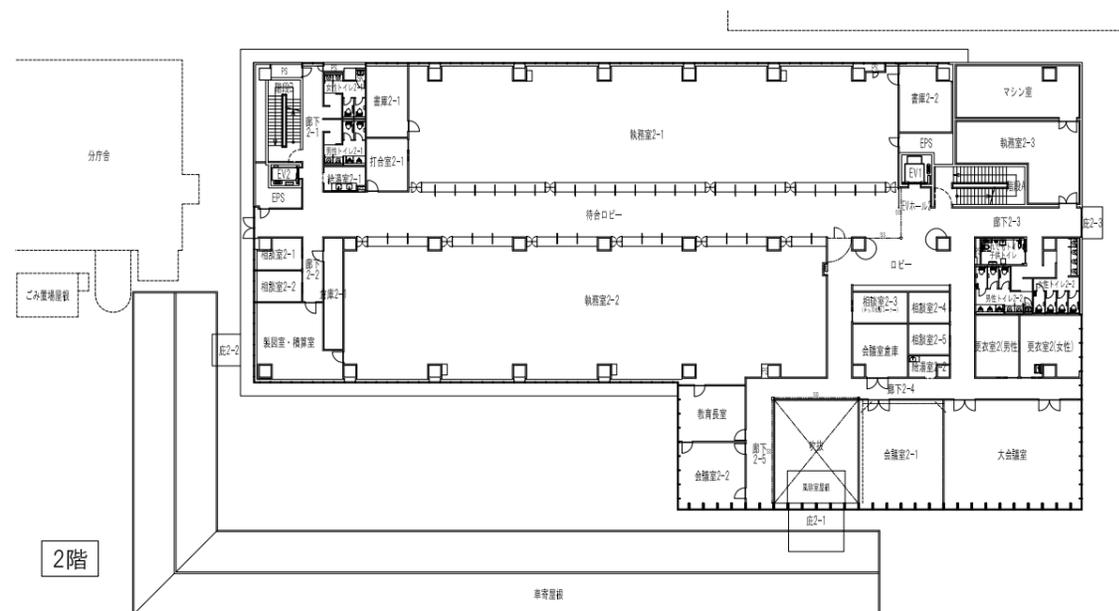
PH1階



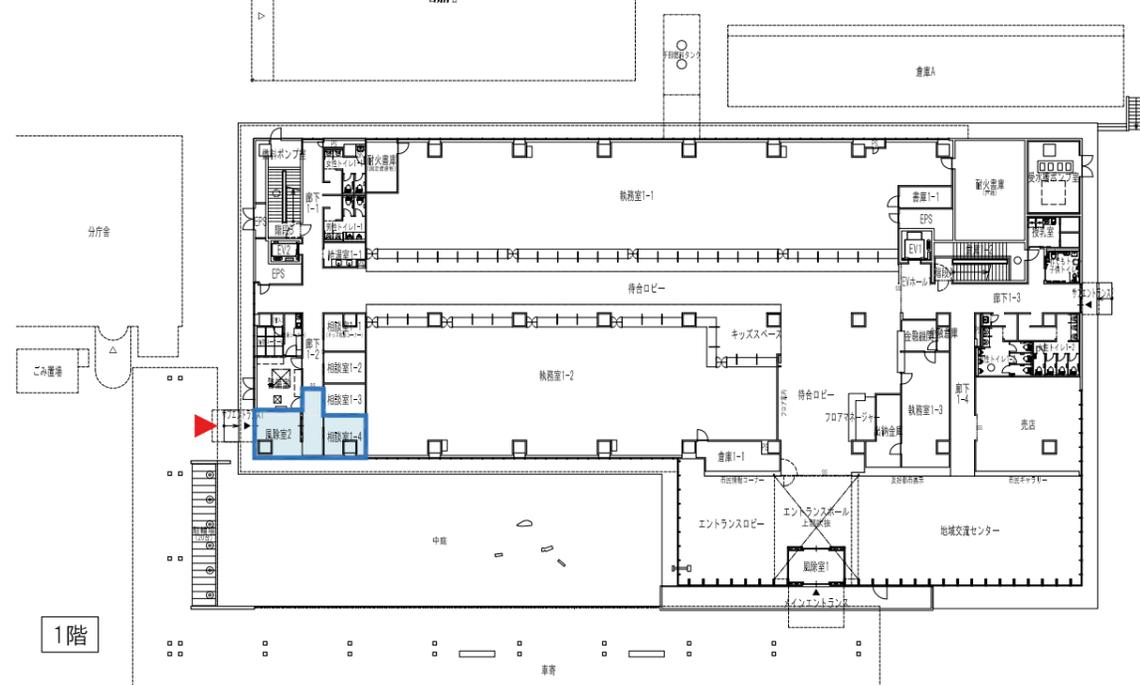
4階



3階



2階



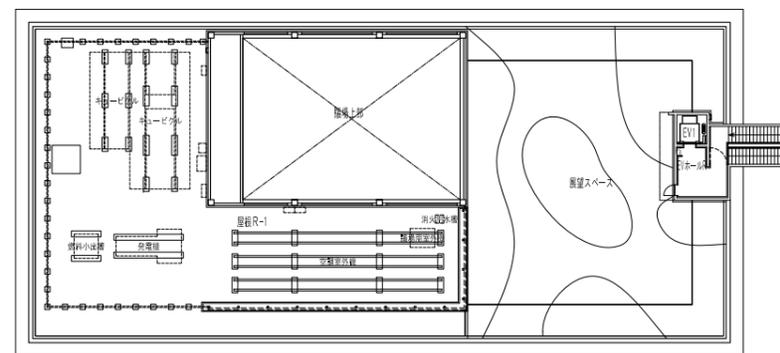
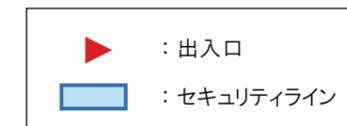
1階



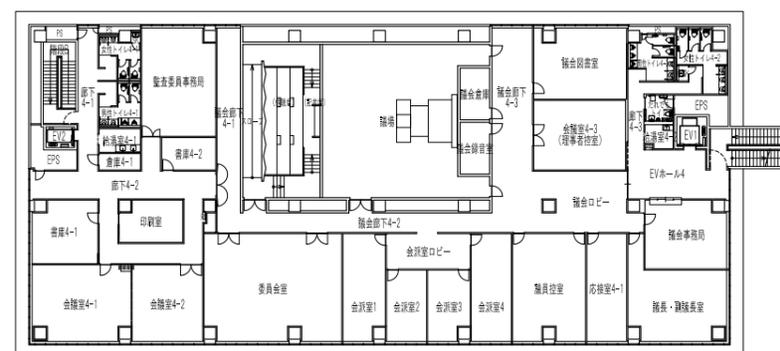
(イ) 地域交流センターの利用(休日)の場合

・休日の地域交流センター利用時における建物の出入口とセキュリティラインは、下図による。エントランスホールやロビーを含めた地域交流センターの利用に伴い、北側のトイレや授乳室を利用可能とする。

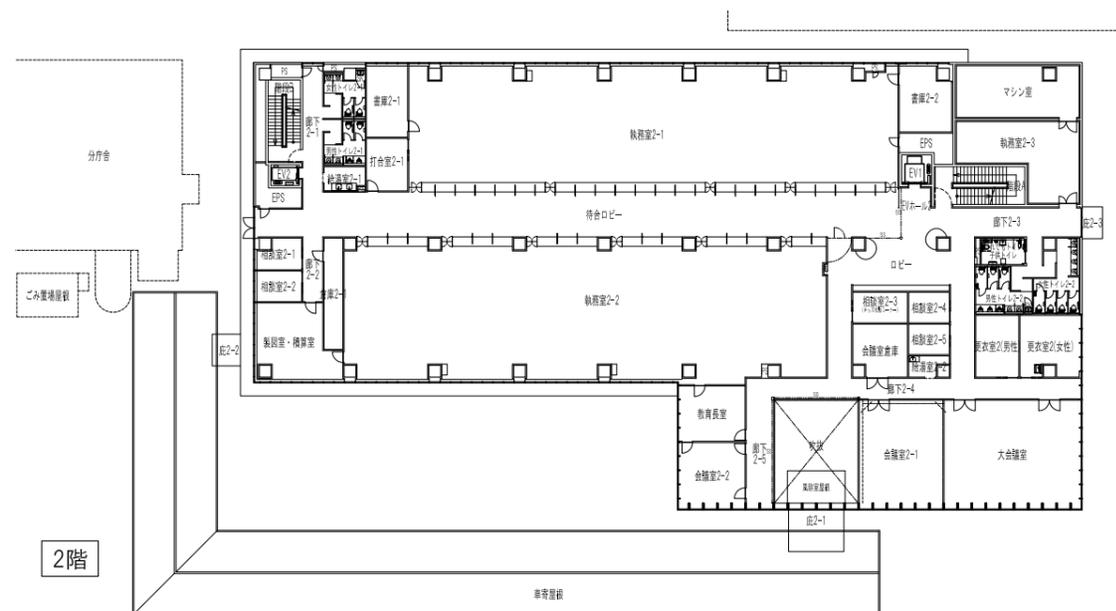
凡例



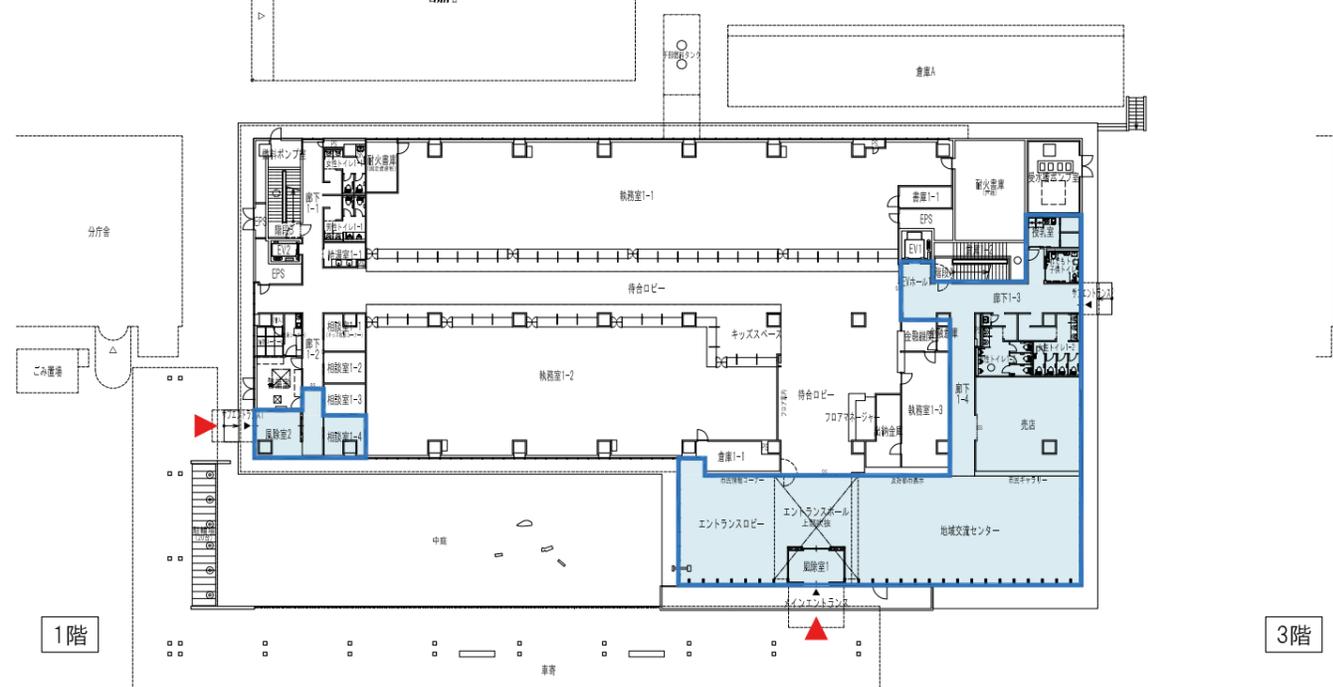
PH1階



4階

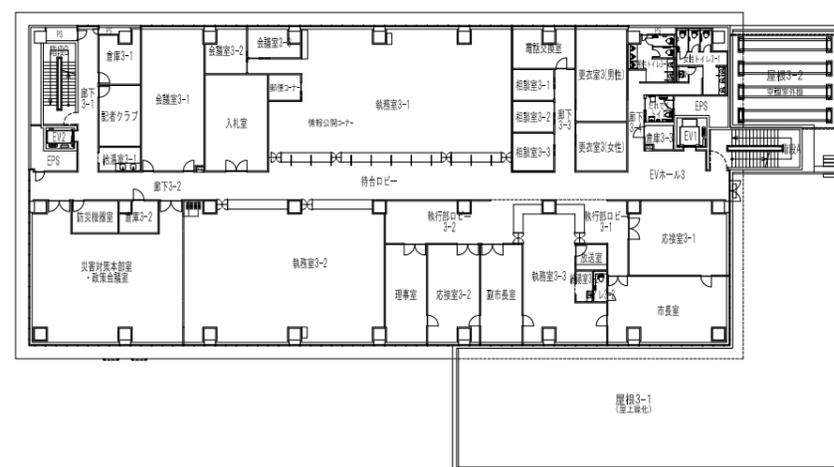


2階



1階

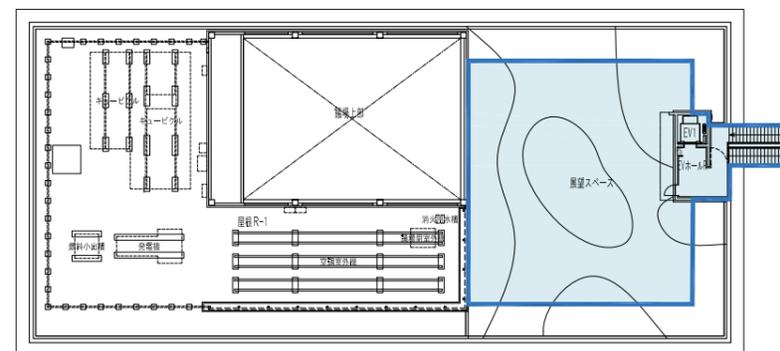
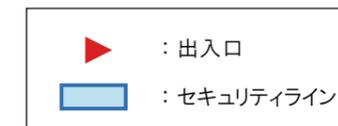
3階



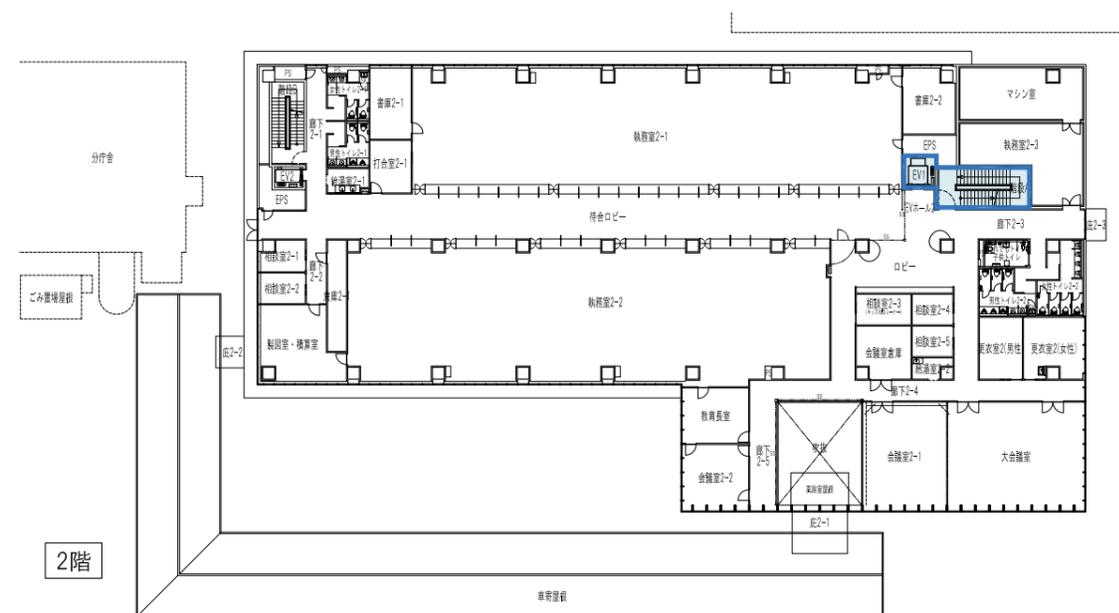
(ウ) 展望スペース開放時の利用（臨時）の場合

・休日における屋外の展望スペース利用時のセキュリティラインは下図による。地域交流センター開放時の利用に加え、階段 A と EV1 を利用して屋上へアクセス可能とする。

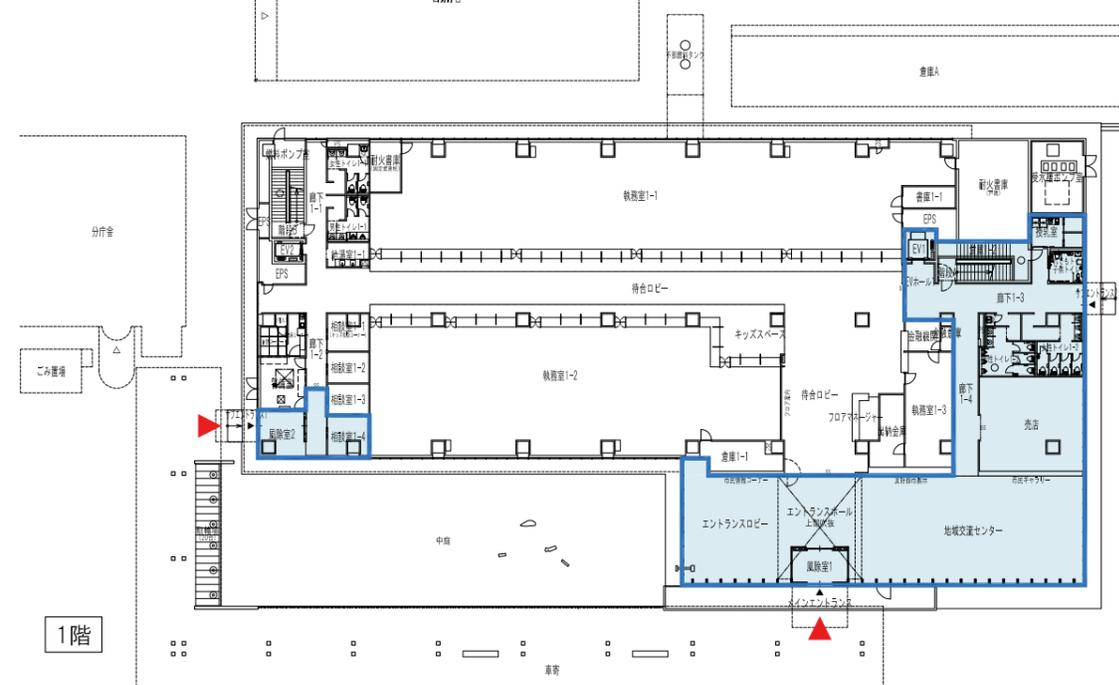
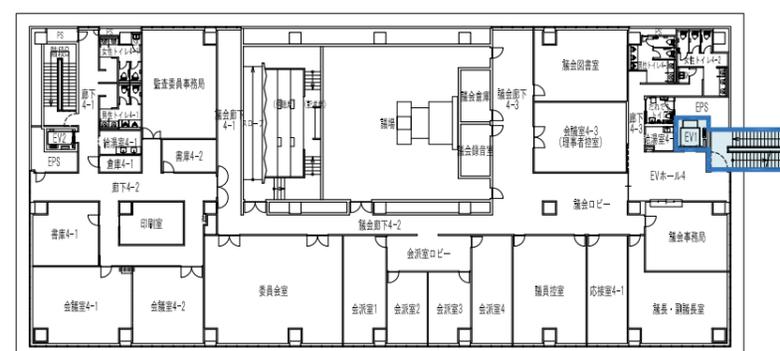
凡例



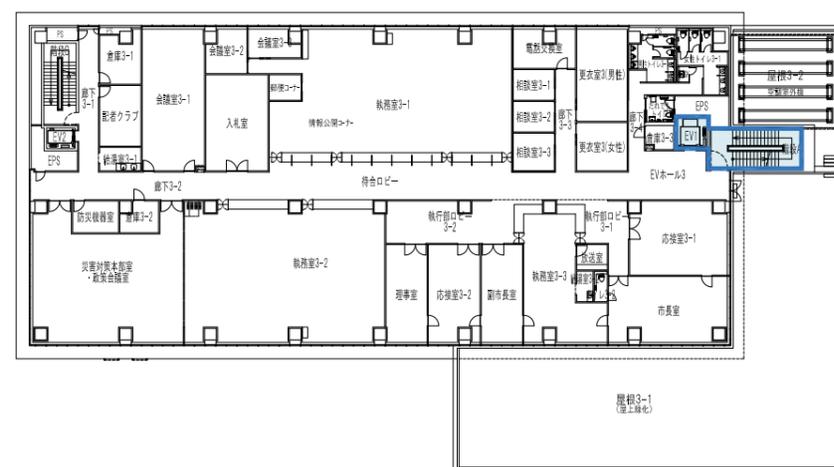
PH1階



4階



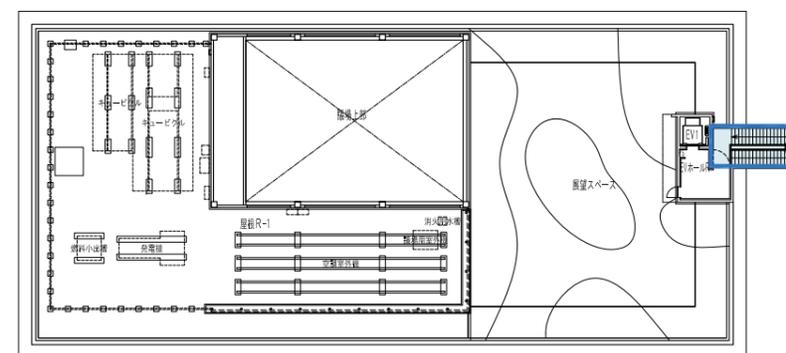
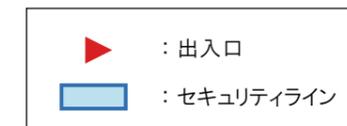
3階



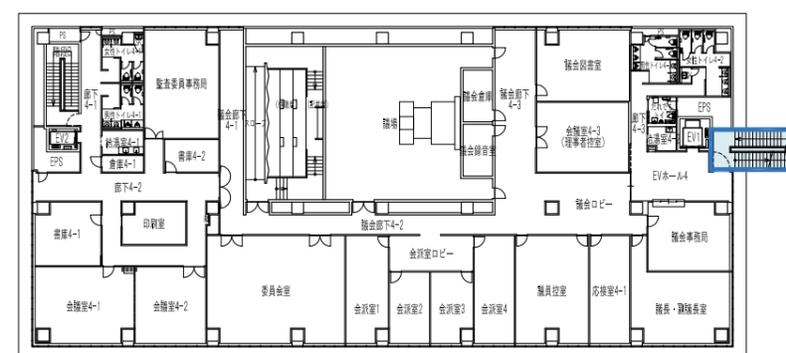
(エ) 2階大会議室の利用(休日)の場合

・休日の2階大会議室利用時における建物の出入口とセキュリティラインは下図による。期日前投票や各種イベント等の利用を想定し、地域交流センター開放時の利用に加え、2階大会議室及び会議室2-1を開放する。2階北側トイレ及び階段A、EV1を利用可能とする。

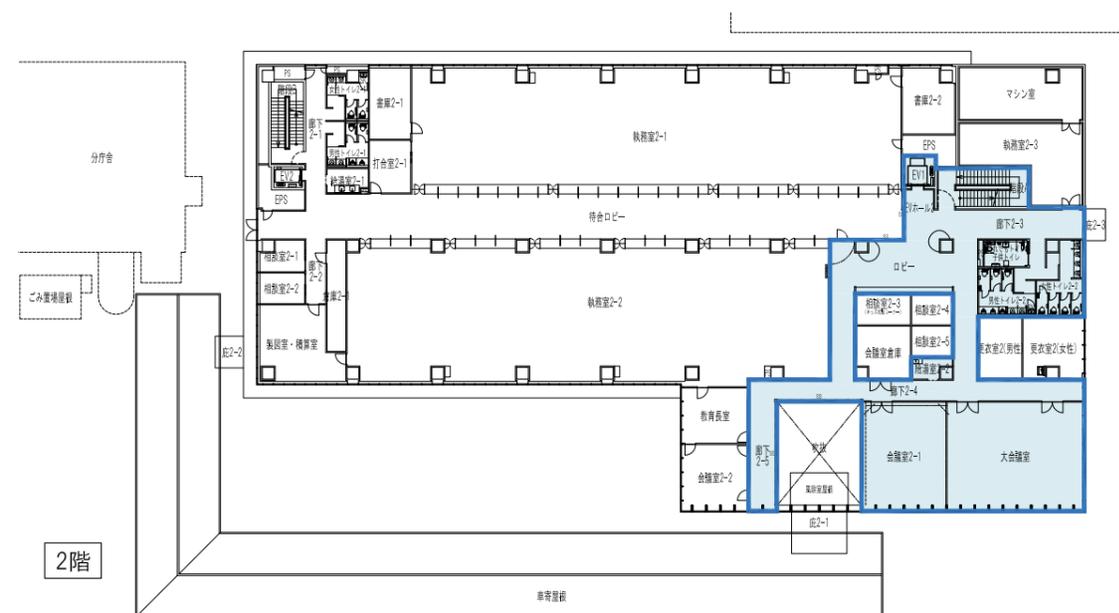
凡例



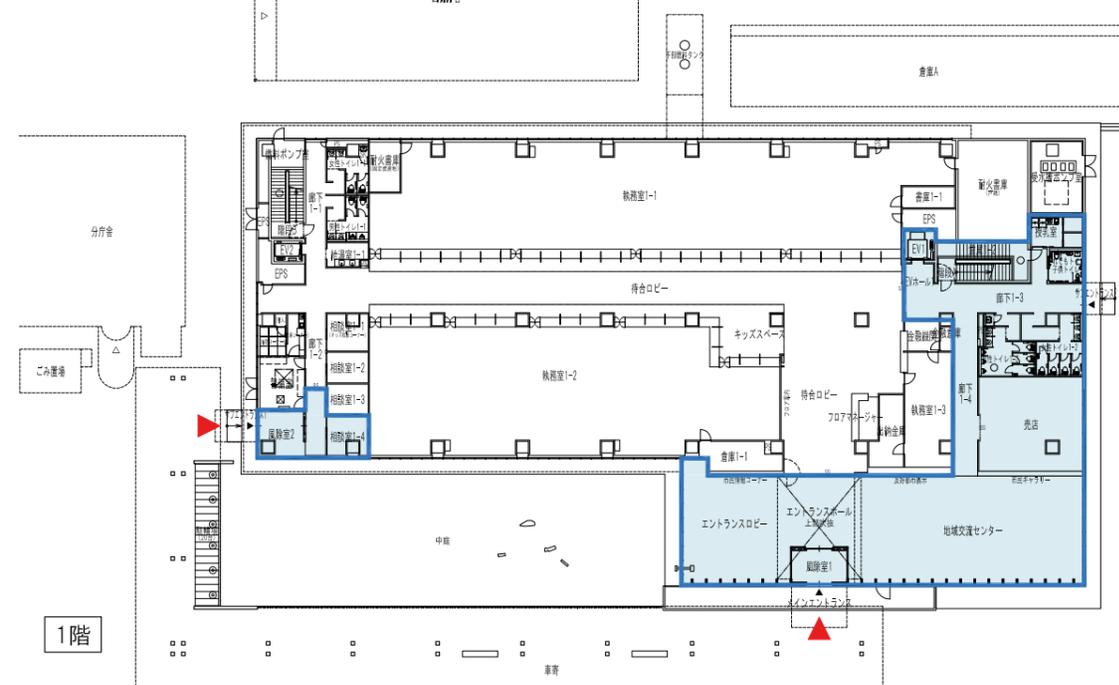
PH1階



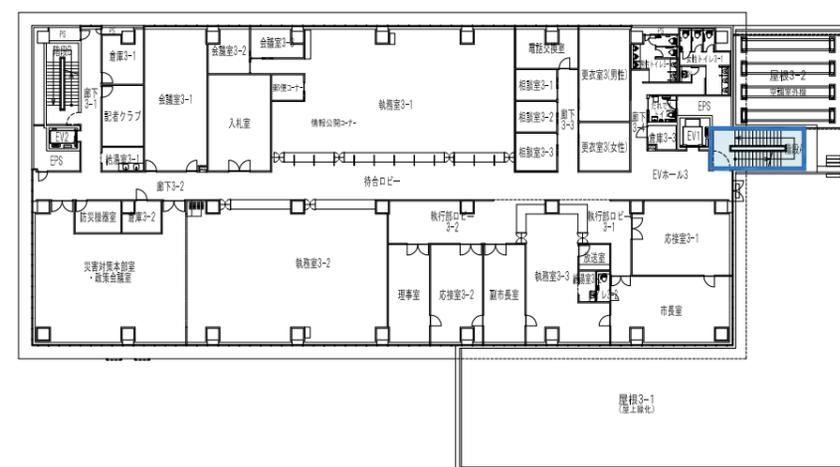
4階



2階



1階



3階



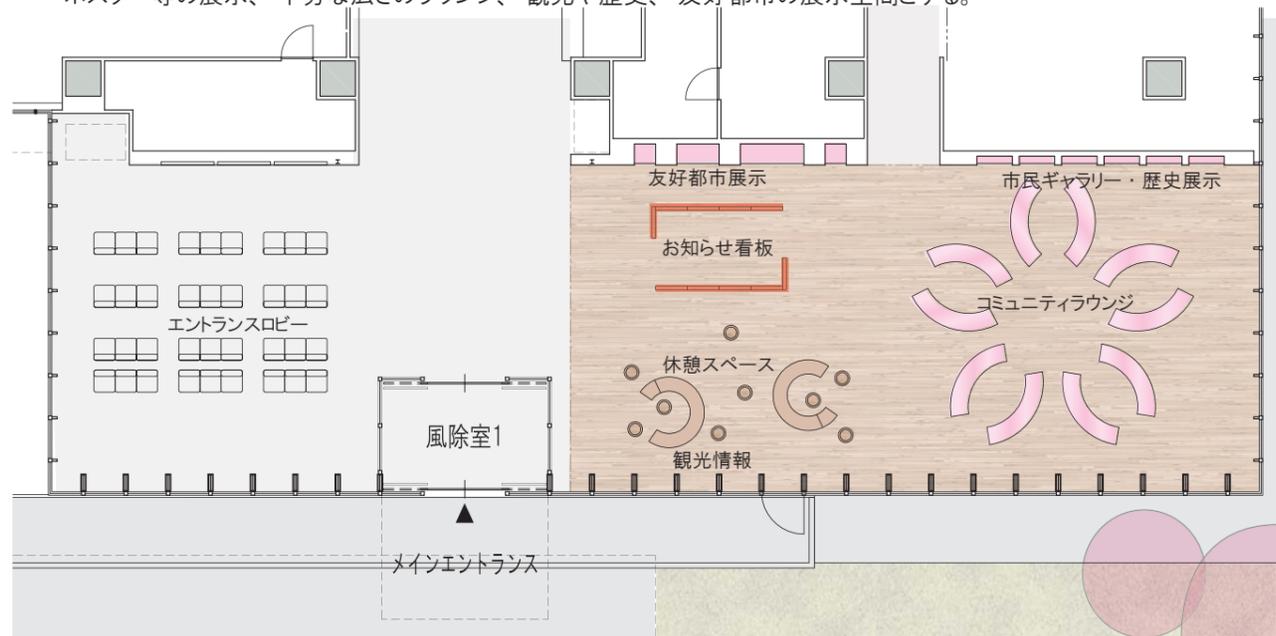
II-8 地域交流センターの計画

(1) 市民の交流・情報発信の拠点となる地域交流センター

市民の交流の場となる地域交流センターは、地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える中核的な施設として計画する。多くの人の目に触れる場となるため様々な情報発信を行うことでさくらいをアピールすることのできる場であり、固定された仕切り等をできる限り少なくし、多用途に使えるスペースとして設えることで様々な活動を許容する。利用者だけでなく通過する人々にも多くの出会いときっかけを生む場となる設えとする。

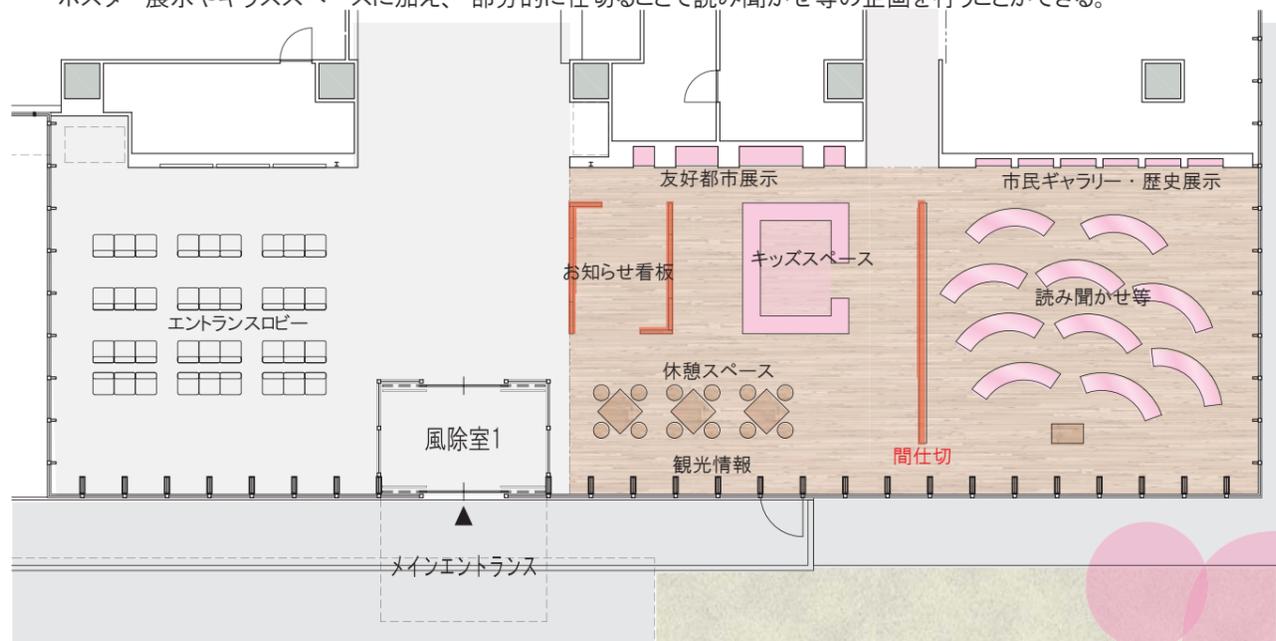
◆ 通常時

ポスター等の展示、十分な広さのラウンジ、観光や歴史、友好都市の展示空間とする。



◆ 読み聞かせ等のイベント時

ポスター展示やキッズスペースに加え、部分的に仕切ること読み聞かせ等の企画を行うことができる。



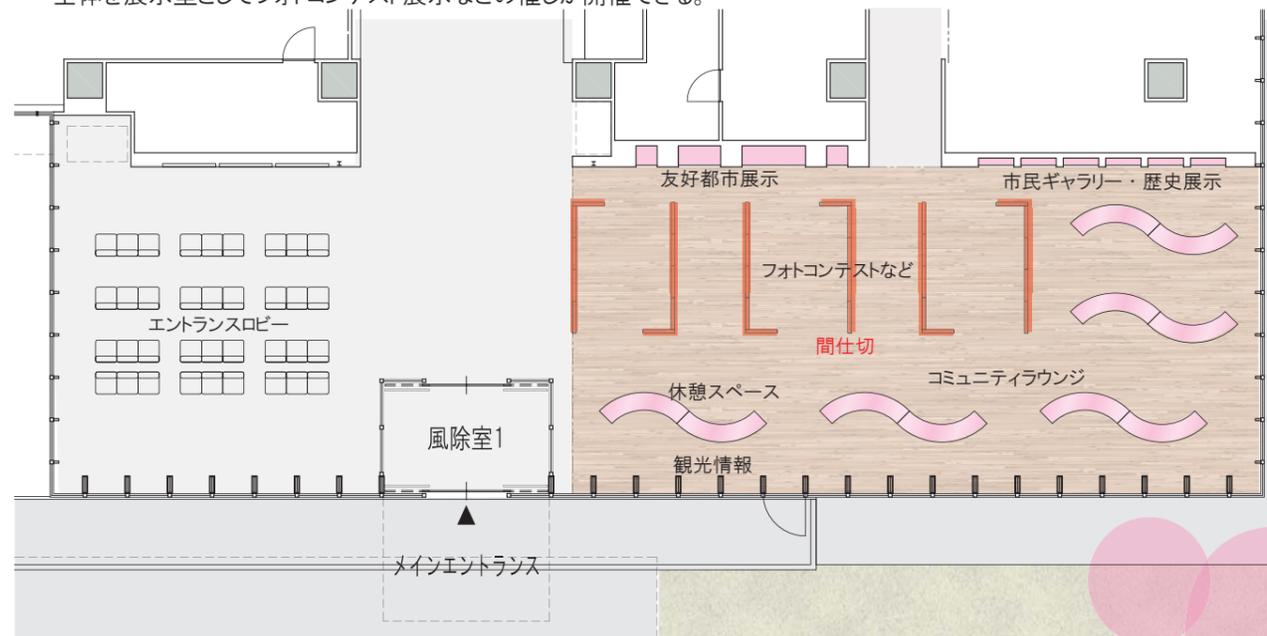
◆ 徹底的な木の利用

内装だけでなく、展示パネルや什器にも積極的に木を利用する。活動、展示、木が連続した風景をつくり、利用者に木のまちなかさをアピールする。



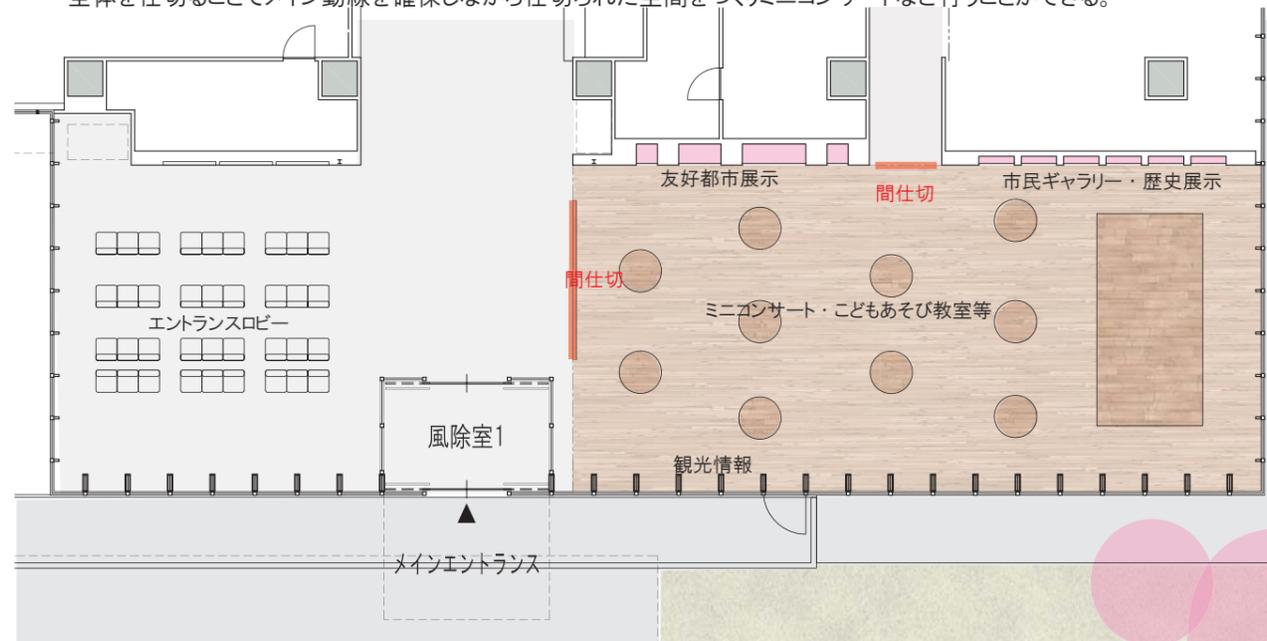
◆ 展示会等のイベント時

全体を展示室としてフォトコンテスト展示などの催しが開催できる。



◆ ミニコンサート等の平土間利用のイベント時

全体を仕切ることメイン動線を確保しながら仕切られた空間をつくりミニコンサートなど行うことができる。



II-9 屋外整備計画

(1) 屋外整備の基本的な配慮事項

・屋外の2つの広場と建物屋上部分への緑化によって市民が気軽に立ち寄り、憩いの場となりコミュニティを育む場となる計画とする。また、イベントの開催時や災害時には地域交流広場と来庁者の駐車場スペースを含めて大きなスペースとして多様な利用が可能な計画とする。

(ア) 広場の特徴と計画の配慮事項

① 地域交流広場

・開かれた市民の憩いの場としてだれでも気軽に利用できる芝生広場を計画

② 中庭

・建物に囲まれた空間、マウンドアップした芝生の丘と桜、友好都市石碑の設置等により本市の記憶を残す見せる広場を計画

③ 屋上緑化

・執務室からの眺望を阻害せず、広がりのある薄表緑化

④ 展望スペース

・開放感のある開かれた広場で周辺の景観を一望

(イ) 外構仕上げの考え方

・歩行者の通行部分の主な仕上げは耐久性のある舗装ブロックとし、雨天時に配慮し防滑性のある材料とする。駐車場はアスファルト舗装とする。

・消防車両の進入を考慮し、主たる動線は耐圧20tとする。

(ウ) 植栽計画

・イベント時等に広く屋外スペースを活用できるよう極力高木を植えない計画とする。

・国道沿いには桜を植樹し、沿道の景観に配慮する。

・四季を楽しむ中庭には、桜を植樹する。

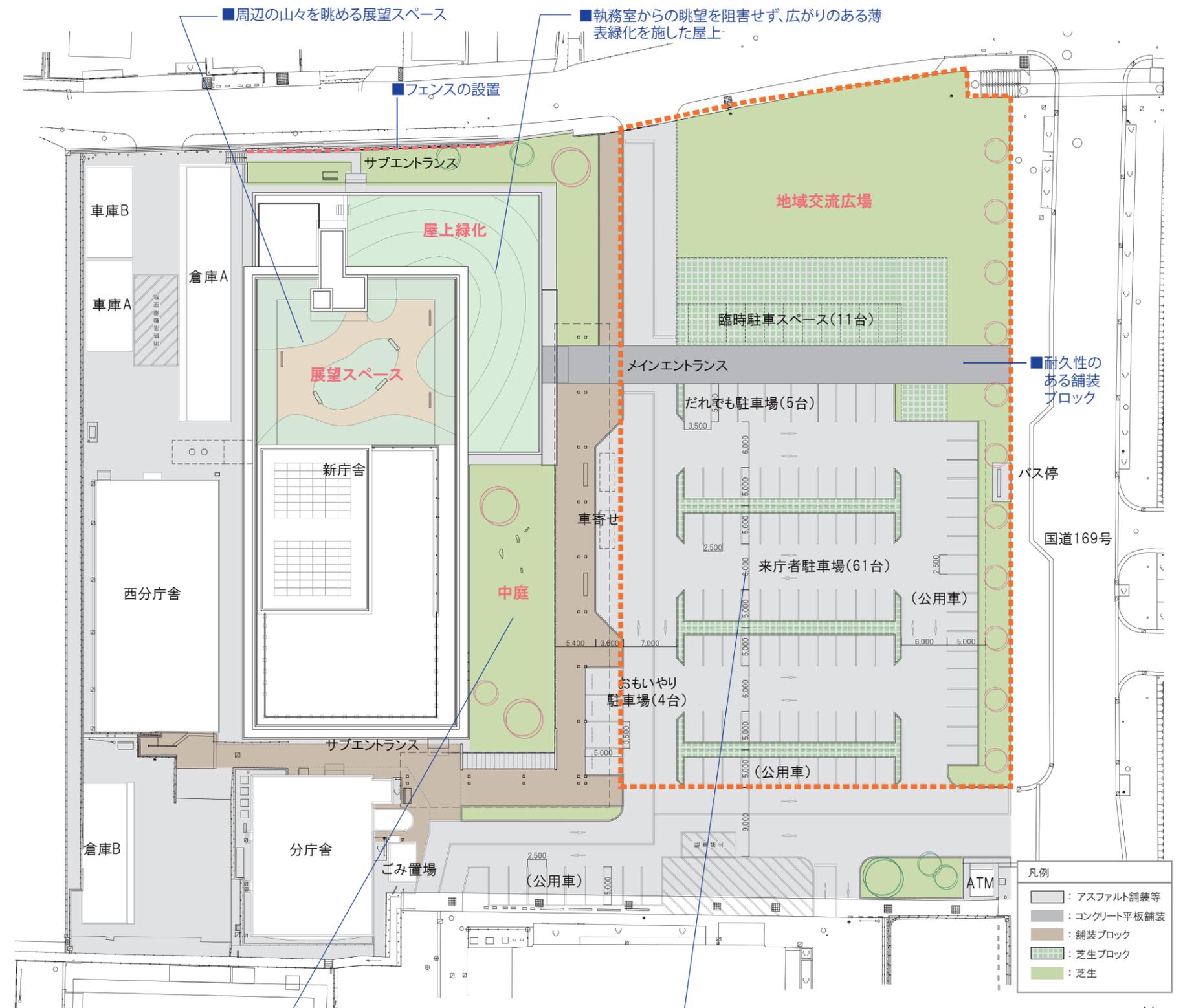


図 屋外整備計画図 S=1/600

■マウンドアップした芝生の丘と桜、友好都市石碑の設置により本市の記憶を残す中庭

■全面フラットでお祭り等のイベント等にも対応できる地域交流広場と駐車場

(2) 展望スペースの計画

(ア) 周辺環境

- ・周辺の良好な環境を生かし、新庁舎の屋上に展望スペースを計画する。
- ・代表的な山として、北東方向に三輪山、南西方向に大和三山を望むことができる。
- ・展望スペースはGL+17,500mm地点であることから、現本庁舎屋上よりさらに高い位置で周辺の美しい山々を見渡せる。

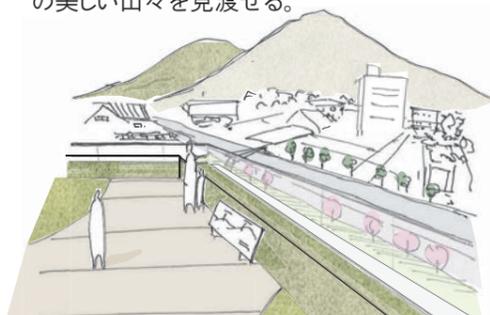


図 イメージ図（展望スペースからの景色）

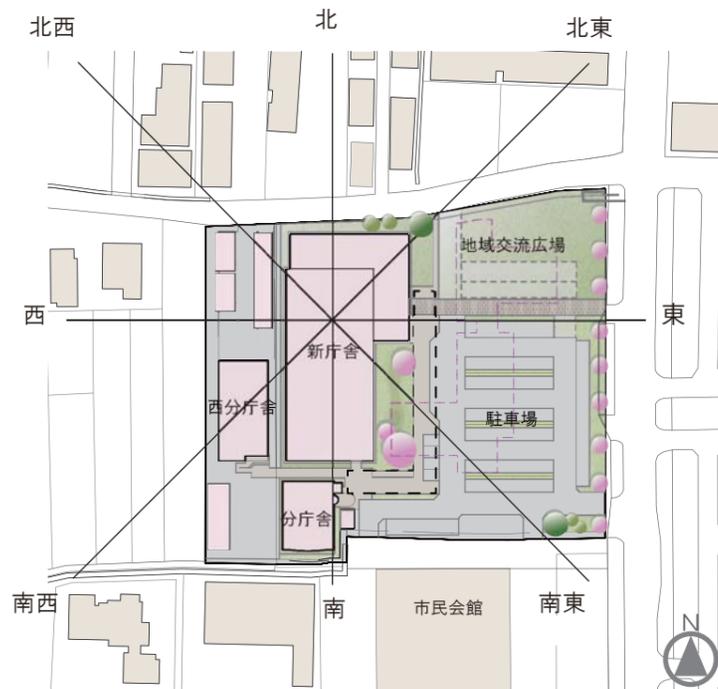


図 配置図



図 現庁舎屋上 GL+15,750mmの眺望



北東側

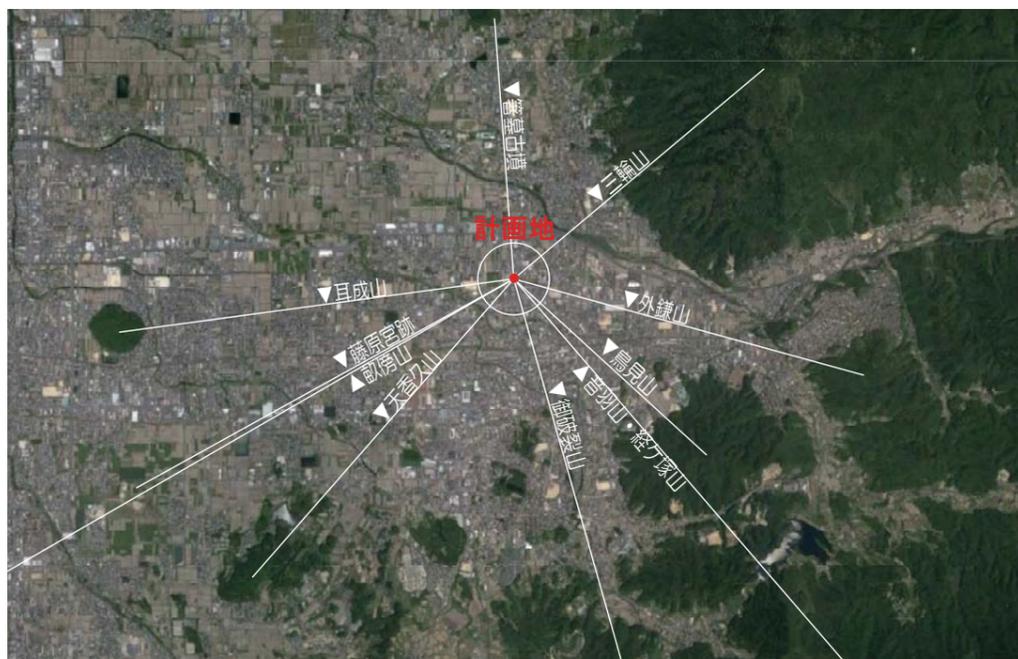


図 付近見取り図

位置関係

北～東方向

- 三輪山
- 巻向山
- 龍王山

東～南方向

- 鳥見山
- 外鎌山
- 御破裂山
- 音羽山
- 経ヶ塚山

南～西方向

- 天香久山
- 畝傍山
- 耳成山



(イ) 屋外利用の他市事例

		<p>多くの市町村で案内図の見せ方に工夫が見受けられる。桜井市は各方面に多くの山々を望めることができることから、庭園を山の方角に合わせた案内図の役割として提案する。</p>
<p>事例：富士市役所 富士山を強調した展望。</p>		
<p>事例：榎原総合庁舎 床面に地図を設置。</p>	<p>事例：安曇野市庁舎 案内板を手元に設置。</p>	<p>事例：富山市役所 屋内展望とし、ガラス面に案内図を設置。</p>

(ウ) 桜井の山々を感じる“眺望庭園”

中央を芝生の丘とし周囲を回遊式庭園のようにデッキで囲む。中央の丘からは庭園と山々の景色を一度に見ることができ、各山の方向に配慮した平面計画として山々を際立たせる。

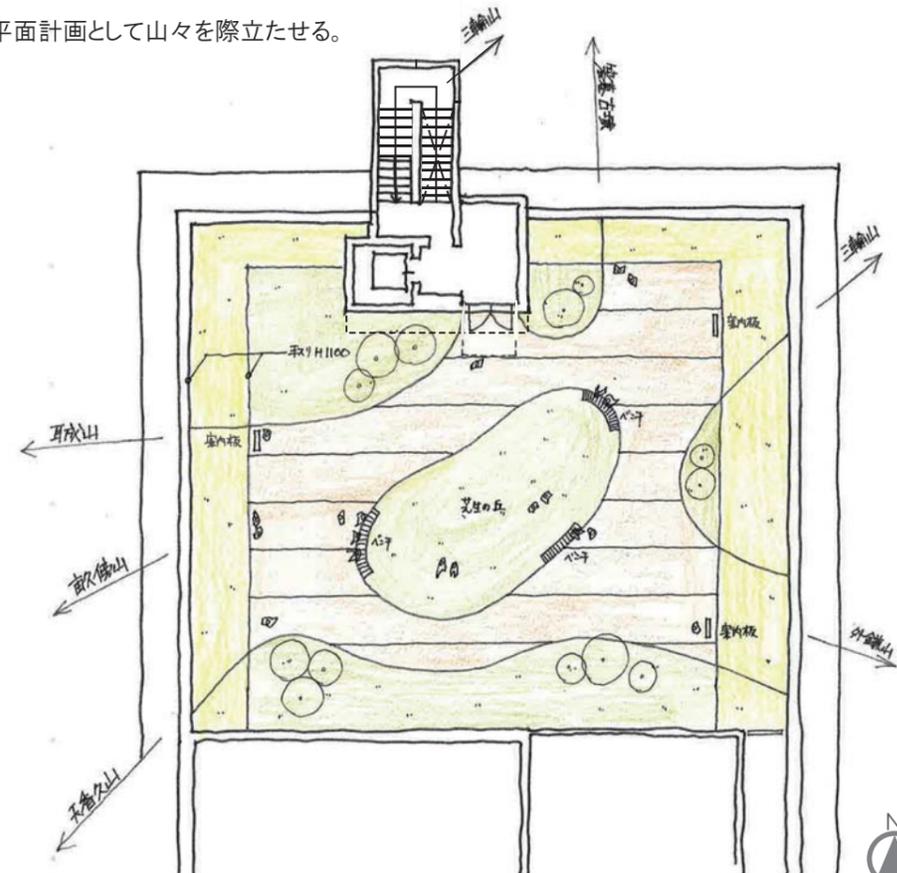


図 イメージ図（展望スペース）